

第 3 回

熊本県議会

# 決算特別委員会会議記録

令和2年10月12日

(令和元年度決算)

(企画振興部・健康福祉部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 3 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和2年10月12日(月曜日)

午前9時59分開議  
午前11時3分休憩  
午後0時58分開議  
午後2時49分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第35号 令和元年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第37号 令和元年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第51号 令和元年度熊本県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(12人)

- 委員長 田代国広
- 副委員長 高木健次
- 委員 松田三郎
- 委員 小早川宗弘
- 委員 磯田毅
- 委員 河津修司
- 委員 西山宗孝
- 委員 竹崎和虎
- 委員 池永幸生
- 委員 城戸淳
- 委員 本田雄三
- 委員 荒川知章

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

企画振興部

- 部長 高橋太朗
- 理事

(球磨川流域復興担当)

- 兼球磨川流域復興局長 水谷孝司
- 政策審議監
- 兼地域・文化振興局長 野尾晴一朗
- 交通政策・情報局長 内田清之
- 土木技術審議監 亀崎直隆
- 情報政策審議監 島田政次
- 企画課長 阪本清貴
- 統計調査課長 中村誠希
- 地域振興課長
- 兼県央広域本部振興部長 池永淳一
- 首席審議員
- 兼文化企画・世界遺産推進課長 内藤美恵
- 政策監兼
- 川辺川ダム総合対策課長 福原彰宏
- 交通政策課長 小川剛史
- 情報政策課長 椎場泰三
- 健康福祉部
- 部長 渡辺克淑
- 政策審議監 早田章子
- 医監 迫田芳生
- 長寿社会局長 沼川敦彦
- 子ども・障がい福祉局長 唐戸直樹
- 健康局長 岡崎光治
- 首席審議員
- 兼健康福祉政策課長 下山薫
- 健康危機管理課長 上野一宏
- 高齢者支援課長 篠田誠
- 認知症対策・地域ケア推進課長 伊津野裕昭
- 社会福祉課長 永野茂
- 子ども未来課長 久原美樹子
- 子ども家庭福祉課長 坂本弘道
- 障がい者支援課長 下村正宣

首席審議員

兼医療政策課長 三 牧 芳 浩  
国保・高齢者医療課長 沖 圭一郎  
健康づくり推進課長 亀 丸 明 弘  
薬務衛生課長 樋 口 義 則

知事公室

首席審議員

兼新型コロナウイルス

感染症対策室長 波 村 多 門

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 本 田 充 郎  
会計課長 村 上 勲

監査委員事務局職員出席者

局 長 富 永 章 子  
監査監 松 岡 貴 浩  
監査監 守 屋 芳 裕

事務局職員出席者

議事課主幹 山 本 さおり  
議事課主幹 平 江 正 博

午前9時59分開議

○田代国広委員長 ただいまから第3回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前企画振興部の審査を行い、午後から健康福祉部の審査を行うこととしております。

それでは、これより企画振興部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いいたします。

それでは、企画振興部長から決算概要の説明を行い、続いて、担当課長から順次資料の説明をお願いいたします。

初めに、高橋企画振興部長。

○高橋企画振興部長 令和元年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員長報告において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、企画振興部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

企画振興部に対しましては、「地域づくりチャレンジ推進事業について、不用額が生じないような努力の跡はうかがえるが、事業の見直しなど申請者側の事情もあり、まだ多くの不用額が生じている。今後、申請者との事前協議の精度をさらに高めること等により、予算を着実に執行し、事業効果がより一層高まるように努めること。」という御指摘をいただきました。

地域づくりチャレンジ推進事業は、市町村や地域団体等が行う自主的な地域づくりの取組への助成でございます。令和元年度は、広域本部や地域振興局と連携し、申請者に対しヒアリングを行い、事業計画の作成支援や助言等により事業の着実な執行に努めましたが、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、やむを得ず事業計画の一部変更や中止などを行ったことから、不用額が前年度より約240万円増加いたしました。

本年度においても、新型コロナウイルスや令和2年7月豪雨による地域づくりの取組への影響が懸念されますので、引き続き広域本部や地域振興局と連携し、事業の進捗管理等を行い、事業の着実な執行に取り組んでまいります。

続きまして、企画振興部の令和元年度決算の概要について御説明申し上げます。

お手元の決算特別委員会説明資料、1ページの令和元年度歳入歳出決算総括表により御説明いたします。

歳入につきましては、予算額32億7,000万円余に対しまして、収入済額は、29億4,000万円余で、不納欠損及び収入未済はございま

せん。

なお、予算現額と収入済額との比較3億2,000万円余は、主に翌年度への事業繰越しに伴う国庫支出金等の減でございます。

また、歳出につきましては、予算額85億4,000万円余に対しまして、支出済額は、76億5,000万円余となっております。

翌年度への繰越額は、6億2,000万円余で、主に熊本地震に伴う南阿蘇鉄道の災害復旧事業及び「環境首都」水俣・芦北地域創造事業でございます。

また、不用額は、2億5,000万円余で、主な内容は、実績額が見込額を下回ったことに伴う執行残及び入札に伴う執行残でございます。

詳細につきましては、各課長が説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○田代国広委員長 引き続き、各課長から説明をお願いいたします。

○阪本企画課長 企画課でございます。

まず、定期監査の結果につきましては、企画振興部では指摘事項はございません。

続きまして、企画課の決算状況につきまして、決算特別委員会説明資料により説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

主な収入について御説明いたします。

まず、使用料及び手数料ですが、銀座熊本館内に入居する一般社団法人熊本県物産振興協会からの使用料収入でございます。

次に、財産収入の家屋貸付料は、東京事務所職員の借上げ宿舎に係る職員負担分でございます。

次に、寄附金につきましては、若手芸術家や学生などの留学等を支援するための世界チ

ャレンジ支援基金に対する民間企業等からの寄附金でございます。

予算現額と収入済額との比較欄の170万円余は、寄附が見込みよりも少なかったことに伴うものでございます。

3ページをお願いいたします。

繰入金でございますが、世界チャレンジ支援基金を活用する事業の財源に充てるため、基金から一般会計へ繰り入れたものでございます。

予算現額と収入済額との比較欄の200万円余は、基金活用事業の所要額が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、諸収入の官民協働海外留学支援事業補助金は、日本学生支援機構からの補助金でございます。

おめくりいただき、4ページをお願いいたします。

続いて、歳出について御説明いたします。

まず、一般管理費につきましては、企画振興部の時間外勤務手当の特別配当分でございますが、不用額はございません。

次に、諸費につきましては、東京事務所の職員給与及び管理運営費でございます。

なお、不用額300万円余は、人件費、東京事務所の活動経費及び借上げ料の執行残でございます。

5ページをお願いいたします。

企画総務費でございますが、企画課の職員給与で、不用額はその執行残でございます。

次に、計画調査費につきましては、備考欄下段、事業の概要に記載の政策推進事業などに要する経費でございます。

不用額の1,700万円余の主なものにつきましては、備考欄の不用額を生じた理由に記載のとおり、全国知事会等の経費を計上しております広域開発行政促進事業の所要額の減や、政府要望等のための企画推進費の経費節減、熊本復旧・復興4カ年戦略推進事業の執行残などによるものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願います。

○中村統計調査課長 統計調査課でございます。

資料の6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

歳入の内訳ですが、当課の歳入はほとんど国庫支出金でありまして、国から委託を受けた各種統計調査の実施に伴う国庫委託金でございます。

次に、資料の10ページをお願いいたします。

歳出でございますが、統計調査総務費は、職員29名の給与費等で、不用額は、執行残でございます。

次に、委託統計費は、国から委託を受けて実施する統計調査の経費でございます。

不用額は、経費節減に伴う執行残でございます。

単県統計費は、県民所得推計調査等の単県調査及び関連資料の作成に要した経費でございます。

不用額は、執行残でございます。

以上、御審議のほどよろしく願います。

○池永地域振興課長 地域振興課の池永でございます。

決算状況について御説明いたします。

説明資料の11ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

収入について御説明いたします。

まず、使用料及び手数料でございます。

万日山緑地公園使用料につきましては、都市公園法に基づく占用許可物件使用料等でございます。

不動産鑑定業者登録手数料につきまして

は、不動産の鑑定評価に関する法律に基づく不動産鑑定業者登録手数料でございます。

次に、国庫支出金でございます。

離島活性化交付金につきましては、離島の地域活性化、定住の促進を図るための交付金でございます。御所浦地域活性化推進事業を実施しております。

地方創生推進交付金につきましては、地方版総合戦略の取組を着実に推進していくための交付金でございます。地域づくりチャレンジ推進事業等を実施しております。

特定地域振興対策事業費補助につきましては、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業等に係る環境省の水俣病総合対策費補助金等でございます。

12ページをお願いいたします。

繰越金でございますが、令和元年度に繰り越した「環境首都」水俣・芦北地域創造事業繰越しに伴う一般財源分でございます。

諸収入につきましては、平成22年度から24年度に貸し付けた地域総合整備資金貸付金、ふるさと融資の回収金で、熊本空港ビルディング株式会社からの申出により、全額繰上償還されたものでございます。

雑入につきましては、自治総合センター事務費交付金でございます。

資料の13ページをお願いします。

次に、歳出について御説明いたします。

まず、企画総務費につきましては、地域振興課職員24人の職員給与費で、不用額は、執行残でございます。

次に、計画調査費につきましては、地域づくりチャレンジ推進事業、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業等に係る経費でございます。

不用額4,800万円余につきましては、補助金等の所要見込額の減等によるもののほか、経費節減に伴う執行残でございます。

特に、地域づくりチャレンジ推進事業につきましては、先ほど部長からも説明させてい

ただきましたが、昨年度の決算特別委員会において御指摘を受け、これまで以上に広域本部や地域振興局と連携し、申請者への事業計画の作成支援、進捗管理、助言等を行い、事業の着実な執行に努めました。新型コロナウイルスの感染状況の影響を受け、一部の事業変更、中止を行ったことなどから、昨年度より増額しております。

内訳は、備考欄を御覧ください。

恐れ入りますが、附属資料の1ページをお願いいたします。

繰越しについて、別冊の附属資料で説明させていただきます。

まず、明許繰越しでございます。

「環境首都」水俣・芦北地域創造事業の令和2年度への繰越額1億4,800万円余につきましては、環境省の補助事業を活用して水俣市が行う生態系に配慮した渚造成整備事業において、公有水面埋立申請等に不測の日数を要したことから、年度内の事業完了が困難な状況となり、翌年度に繰り越したものでございます。

万日山緑地公園管理運営費の500万円余につきましては、昨年の梅雨時期の大雨による緊急工事で十分な工期が確保できなかったことから、翌年度に繰り越したものでございます。

立野・黒川地区地域再生等支援事業の400万円につきましては、南阿蘇村が黒川地区の復興に必要な取組を改めて検討する中、長陽西部小学校の活用について、住民と大学等との交流の場として様々な案を検討することとなり、基本計画の策定に不測の日数を要し設計の着手が遅れたことから、年度内の事業完了が困難な状況となり、翌年度に繰り越したものでございます。

2ページをお願いいたします。

次に、事故繰越でございます。

「環境首都」水俣・芦北地域創造事業の7,700万円余につきましては、環境省の補助

事業を活用して水俣市が行う生態系に配慮した渚造成整備事業に係る繰越分でございます。当初は、平成30年度に整備を予定しておりましたが、水俣市が公有水面埋立申請手続を行うための関係機関等との協議に時間を要したため、翌年度に繰越しを行いました。

その後、令和元年度に埋立申請が行われたところ、市民団体等から環境への影響を懸念する意見が出され、工法の検討、協議に不測の日数を要したため、さらに令和2年度に繰越しをしたものでございます。

今年度に入りましてから、周辺住民への説明を経て、4月に現場工事に着手しており、12月中には完了の予定となっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

説明資料にお戻りいただきまして、15ページをお願いいたします。

歳入ですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

主な収入について御説明します。

まず、分担金及び負担金ですが、阿蘇の世界遺産登録推進のための学術的業務や広報等の業務について、関係市町村に2分の1の負担をお願いし、事業を実施しております。

予算現額と収入済額の差額4,000円は、事業費の確定により市町村の負担金が減額となったものです。

次に、使用料及び手数料ですが、県立劇場の施設や駐車場の使用料及び博物館ネットワークセンター内にある電力や通信会社の電柱の敷地の使用料でございます。

県立劇場施設の使用料は、予約時に使用料を前納いただくことにしており、よって、この施設使用料には、年度をまたいだ次年度分の予約に伴うものが含まれております。差額は、プラス343万円余となっておりますが、

令和2年度に劇場の改修工事による5か月弱の使用停止が発生することにより、予約数の減少を見越した予算額としておりましたが、見込みよりも予約数が多く、収入額が予算額を上回ったためでございます。

次に、国庫支出金の地方創生推進交付金につきましては、阿蘇の世界文化遺産登録に向けた学術的検討を行う事業に充てております。差額の6,000円は、事業費確定によるものです。

次に、16ページを御覧ください。

財産収入でございますが、県立劇場のレストランの貸付料です。有限会社七彩に貸付けを行っております。差額34万円余は、今年2月21日に県内で新型コロナウイルス感染者が確認されたことに伴う県の方針により、県立劇場でのほぼ全ての催事が中止または延期となり、それに合わせてレストラン側も休業する判断をされましたため、休業期間中の貸付料を減額したことによるものでございます。

最後に、雑入ですが、事業の委託先が廃業したことによる契約解除に伴う違約金や平成25年度に熊本県「草枕文学賞」実行委員会からの譲渡により取得した受賞作品の著作権収入及び令和元年9月末を期限とする事業の業務契約後に、期限内での完了が困難となり、納期の変更契約を行ったことに伴う消費税増額分の損害金でございます。

次に、歳出でございます。

資料の17ページをお願いいたします。

企画総務費は、職員給与費で、不用額29万円余は、執行残です。

次の計画調査費は、備考欄の下のほう、事業の概要を御覧ください。

記載のとおり、博物学関係資料活用・学習支援事業、県立劇場の施設整備費及び管理運営事業、世界文化遺産登録推進事業などの経費でございます。

不用額の1,233万円余は、備考欄上段の不用額を生じた理由に記載のとおり、世界文化

遺産登録推進事業などで、委託費や旅費、負担金の所要額が見込みを下回ったことなどによる執行残が主な原因でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○福原川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

決算資料の18ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

主な収入について御説明いたします。

まず、中段の繰入金ですが、五木村振興及び球磨川水系の防災減災対策の財源に充てるために、それぞれの基金から一般会計に繰り入れたものでございます。

なお、予算現額と収入済額の差3,200万円余につきましては、それぞれの基金を活用する事業の所要額の減に伴うものでございます。

次に、諸収入ですが、五木村振興受託事業収入につきましては、五木村からの要請を受け、県が施工しております村道整備に係る受託事業収入でございます。

雑入につきましては、職員の旅費の支給に誤りがあり、支給した旅費の一部666円の返納でございます。1,000円未満のため、ゼロ円で計上しております。

なお、諸収入の予算現額と収入済額の差9,800万円余につきましては、主に五木村振興受託事業収入の翌年度への事業繰越しに伴うものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

19ページをお願いいたします。

まず、企画総務費につきましては、川辺川ダム総合対策課職員8人の職員給与費で、不用額は、その執行残でございます。

次に、計画調査費についてでございます。備考欄の中段、事業の概要を御覧ください。

主な事業としましては、五木村が実施しま

ソフト事業や基盤整備事業の経費に充てるための五木村振興交付金交付事業、球磨川流域市町村が実施します球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金でございます。

不用額の6,100万円余は、主に五木村振興交付金交付事業、球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金の所要額の減による執行残でございます。

次に、繰越しについてでございます。恐れ入りますが、別冊の附属資料で説明させていただきます。

附属資料の3ページをお願いいたします。

五木村振興道路整備（受託）事業ですが、村からの受託事業である道路整備事業につきまして、橋梁整備に係る河川管理者との協議に日数を要し、年度内の工事完了が困難となったため、9,800万円余を翌年度に繰り越したものでございます。なお、本年度内の完了を予定しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小川交通政策課長 交通政策課でございます。

本体資料へ戻っていただきまして、説明資料の20ページをお願いいたします。

歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

内容について御説明をいたします。

まず、使用料及び手数料につきましては、阿蘇くまもと空港にございます格納庫の使用料でございます。

次に、国庫支出金でございますが、国の地方創生推進交付金事業を活用して実施しました阿蘇くまもと空港アクセス整備調査検討事業に係る交付金でございます。

次に、財産収入でございます。これは、阿蘇くまもと空港周辺の県有地の貸付料及び売払い収入、熊本空港ビルディング株式会社などからの配当金収入、熊本空港ビルディング

株式会社が熊本国際空港株式会社に譲渡されたことに伴う有価証券の売払い収入でございます。このうち、土地の売払いにつきましては、阿蘇くまもと空港の運営整備用地として国土交通省に売却したものでございます。売却物件の詳細につきましては、別冊附属資料の6ページに記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。よろしく御願いたします。

続きまして、21ページをお願いいたします。

諸収入でございますが、有明海自動車航送船組合新船建造費貸付金の回収金、阿蘇くまもと空港国内線利用促進・就航促進事業に対する助成金及び島原・天草・長島連絡道路に係る調査負担金等でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

ここからは、歳出について御説明をいたします。

まず、一般管理費につきましては、市町村からの派遣職員に対する時間外勤務手当でございます。

次に、企画総務費につきましては、当課25人の職員給与費で、不用額は、執行残でございます。

続きまして、計画調査費でございます。備考欄の事業の概要に記載しております並行在来線対策事業などに係る執行経費でございます。

不用額4,000万円余につきましては、主なものといたしましては、国が実施しております阿蘇くまもと空港の直轄事業の事業費確定に伴う負担金の減によるもののほか、御所浦航路振興事業及び益城テクノ団地生活交通支援事業において所要額が見込みを下回ったことによる執行残、阿蘇くまもと空港アクセス整備調査検討事業の委託料等の確定に伴う執行残でございます。

続きまして、23ページをお願いいたしま



す。

企画施設災害復旧費につきましては、南阿蘇鉄道の災害復旧を行う南阿蘇鉄道株式会社及び豊肥本線の災害復旧を行う九州旅客鉄道株式会社に対する助成でございます。

不用額2,600万円余につきましては、南阿蘇鉄道株式会社が実施しております災害復旧の事業費確定に伴う補助金の減によるものでございます。

翌年度繰越額2億8,400万円につきましては、別冊の附属資料で説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、別冊の附属資料4ページをお願いいたします。

南阿蘇鉄道災害復旧支援事業につきまして、立野―長陽駅間に位置する第一白川橋梁の準備工事などに不測の日数を要し、被災橋梁撤去のための仮設工事等について着手が遅れ、事業完了が困難となったため、本年度に繰越しをしたものでございます。なお、本年度内の工事の完了を予定しております。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○椎場情報政策課長 情報政策課でございます。

説明資料のほうにお戻りいただきまして、決算委員会説明資料のほうをお願いします。

資料の24ページになります。

まず、歳入ですが、不納欠損額及び収入未済額はありません。

主な収入について御説明をさせていただきます。

まず、国庫支出金の個人番号カード利用環境整備費補助でございますが、これは、マイナンバーカードを活用したマイナポイントによる消費活性化策の実施に向けた広報、周知に係る国庫補助金でございます。

次に、社会保障・税番号制度システム整備費補助でございますが、こちらは、マイナン

バー制度において、自治体間の中継を行うサーバーであります中間サーバーのシステム整備に係る交付金でございます。

次に、財産収入でございますが、株式会社熊本流通情報センター、天草ケーブルネットワーク株式会社及び株式会社ジェイコム九州からの配当金収入でございます。

資料の25ページをお願いします。

諸収入でございます。

まず、共済組合収入でございますが、これは、共済組合及び互助会から委託されております電算処理業務に係る経費の負担金でございます。

次に、共同システム運営受託収入でございますが、県と市町村が共同で運用しております行政業務支援システム等に係る経費の市町村負担金でございます。

次に、雑入でございますが、こちらは、企業局並びに病院局の庁内情報システム利用に係る負担金となります。

続きまして、資料の26ページをお願いします。

歳出について御説明させていただきます。

まず、人事管理費でございますが、備考欄の事業の概要に記載しておりますとおり、ホストコンピューターの管理運営を行う電子計算管理運営事業等に係る経費でございます。

不用額の1,000万円余につきましては、入札執行残及び経費節減によるものでございます。

次に、企画総務費です。こちらは、当課23名の職員給与費で、不用額は、執行残でございます。

次に、27ページをお願いします。

計画調査費でございますが、備考欄の事業の概要に記載しておりますとおり、熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業等に係る経費でございます。

不用額1,500万円余は、備考欄、不用額を生じた理由に記載のとおり、熊本県総合行政

ネットワーク管理運営事業の入札執行残やくまもとフリーWi-Fi整備事業の所要額の減等に伴う執行残でございます。

次に、繰越しについて説明をさせていただきます。

別冊の附属資料にて説明させていただきます。

恐れ入りますが、附属資料の5ページをお願いいたします。

庁内情報基盤管理運営事業について、850万円余を繰越しさせていただきました。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりまして、中国におけるタブレット端末等の生産工場の操業停止等により納期が遅れまして、年度内の事業完了が困難となったものでございます。

なお、事業につきましては6月に完了しているところでございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○田代国広委員長 以上で、企画振興部の説明が終わりました。

それでは、質疑を受けたいと思いますが、質疑される方は、担当課及びページ等を申し上げてから質疑を行ってください。

それでは、質疑ありませんか。

○松田三郎委員 おはようございます。

最後に説明いただきました情報政策課長にお尋ねしますが、くまもとフリーWi-Fi整備事業の執行残、この執行残をとやかく言うつもりはございませんが、これを見ながら、主要な施策の成果の21ページ、中段ですけれども、恐らく一義的には民間施設あるいは市町村でいろいろ整備をなさるのに、県としても補助をする。もしかすると商工観光労働部にも似たようなものがあつたかもしれませんが、これを見ますと、以前より2倍以上ということで、かなり成果を上げていただい

る。ただやっぱりインバウンドとか、今は少のうございますが、アンケートを取ると、どうしてもやっぱりフリーWi-Fiというか、もっと整備が、ストレスフリーで使いたいとかがあってというのが大体上位に、アンケートを取ると来てるということは、県内では、まだまだ需要といいますか、整備する必要があるのかなと思っております。

これを見ますと、平成29年度から令和元年度にかけて実施した県内32市町村450施設云々と書いてありますが、これで、一旦、ある程度整備したということなのか、もしくは待ち受けで市町村からの要望がなくて、執行残も含めて、今の段階ではそういうことなのか。県として、ほぼ十分とまでは言いませんけれども、ある程度整備が行き渡ったということなのか、さっき言いましたように、市町村からの要望がこの令和元年度についてはなかったということなのかをお聞きしたいと思います。

○椎場情報政策課長 情報政策課でございます。

まず、今回、主要な施策の成果のところに記載しております事業につきましては、熊本地震の、いわゆる復旧、復興の交付金を使用しまして、災害時等にも観光客の利便を図るといったような目的で事業のほうを創設させていただいております。

こちらにつきましては、大体3年間を目安に整備していこうということで始まりまして、現在、情報政策課が持っている部分につきましては、いわゆる民間の企業さん、民間の団体さんが観光客とかそういった方々に対して情報提供するというような目的で、通常の、例えば、国交省とか総務省さんの補助事業の枠に入りきれないところを対応していこうという形で事業を創設したものでございます。

今回、丸3年が経過したということと、こ

れまである程度、一定の成果が得られたんじゃないかということで、この交付金、熊本地震の復旧、復興の交付金を使った事業につきましては、これで終了させていただくという形で整理をさせていただいております。

委員から御指摘がありましたように、ほかにも国の制度を活用したWi-Fiの整備事業はございますので、例えば、観光客の方向けの整備でありますと、ちょっと要件はございますけれども、国土交通省さんが持っているWi-Fi整備に使えるものも、補助金もありますので、そういったほかの補助金なども活用して、今後それぞれに対応していくという考えで今のところあります。

ですから、今回情報政策課が持っている交付金につきましては、ある程度、一定の成果が得られたのではないかということで、事業については一旦終了ということにさせていただいております。

○松田三郎委員 はい、結構です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○小早川宗弘委員 地域振興課の地域づくりチャレンジ推進事業ですけれども。

○田代国広委員長 何ページですか。

○小早川宗弘委員 13ページですかね。あるいは12ページから13ページ、14ページにかけてですけれども、部長のほうの話にもあったんですけれども、不用額、執行残が、今年度は特にコロナの影響で非常にお金を使うことがなかったというふうなことなんですけれども、今年申請のあった事業については、来年度は、引き続きその事業の組立てというか、もちろん地域の団体の方々も一生懸命イベントをしようとかいうふうな計画を立てられて申請をされたと思いますけれども、来年度に

については引き続きそういった形で、この予算は取ってもらえるのかどうかというのを聞きたいんですけども。

○池永地域振興課長 地域づくりチャレンジ推進事業につきましては、今年度も新型コロナウイルス感染症の影響を受け、変更、中止、見直し等が行われております。

継続事業については、年度当初の申請を受付しておりますが、やはり申請件数は若干減っております。

先週、9月議会での予算の成立に伴いまして、新たな生活様式に対応した地域づくりチャレンジ推進事業の公募もしております。

来年度に向けても、地域づくりチャレンジ推進事業については、継続して事業推進を図っていきたくと考えております。

その中で、地域づくり団体等が複数年をかけて事業を進めていく場合につきましては、この感染症の影響もしくは7月豪雨の影響を踏まえて柔軟に対応していきたいと思っております。

○小早川宗弘委員 継続してやっつけていかれるというふうなことで、これ、たしか1団体は継続してこの夢チャレンジのその補助金を使っていくには3年間か何かは限度だというふうに思いましたけれども、毎回この地域づくりチャレンジ推進事業かな、以前は夢チャレンジとか言いよったやつですかね。夢チャレンジ推進事業というふうなことで、ぜひしっかりと地域の中で使われるように頑張っていたきたいというふうに思いますし、まだまだ、これ、毎回この地域づくりチャレンジ推進事業については、毎回決算委員会の中でも不用額が多いんじゃないかというふうな指摘があるというふうに思いますけれども、何かやっぱり認知度がまだまだ低いんじゃないかなというふうに思います。

地域づくり団体の方々も、こういう補助金

があるというのは非常に楽しみにされとって、「ああ、役に立つ」というふうな声も聞く一方、非常に申請書類が多かったりするものですから、地域づくり団体の方からなかなかハードルが高いというふうな指摘もありますので、今行革の時代でしょうから、判こもなくなるというふうな、そういう時代ですから、できるだけ申請書類というのは簡素化して。

これは、終わってからの事業報告書というものもあるんですかね。その辺の簡素化できるところは極力簡素化したような申請あるいは報告というふうなことで、制度を再構築、再度見直していただきたいなというふうに思います。

それについて、ちょっと。

○池永地域振興課長 地域振興課、池永です。

地域づくりチャレンジ推進事業、夢チャレ、それから複数市町村、団体で行いますスクラムチャレンジ推進事業につきましては、数年前にも申請書類等の手続が結構煩雑だということで、申請書類等で検討を行いまして、簡素化を進めております。

引き続き、地域づくりチャレンジ推進事業、夢チャレ、スクラムチャレンジの申請書類等につきましては、申請しやすいように、使っていただきやすいような取組については、検討を進めてまいります。

○小早川宗弘委員 お願いします。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○西山宗孝委員 22ページお願いします。

計画調査費の項の中で教えていただきたいんですけれども、事業の概要の中で並行在来線対策事業というのがございますけれども、その調査の内容と効果とといいますか、どうい

ったことであつたのかということをもつ。

それから、下から2行目に阿蘇くまもと空港アクセス整備調査検討事業ということを書いてありますけれども、これについて、これで完了するわけではありませんので、次年度につなぐという意味では、この元年度の事業の続きといたしますか、前段となる元年度の事業について、要約したお話をいただければと思います。

○小川交通政策課長 交通政策課でございます。

今委員から御質問ありました2点について、お答えをいたします。

資料22ページの当課の計画調査費の主な事業の概要で、一番上に並行在来線対策事業というものがございます。こちらは、肥薩おれんじ鉄道に対する事業ということになりまして、同社が安全を確保する観点から、当然、施設の整備ですとか更新ですとか、こういったものをしておるんですが、こちらに対して、肥薩おれんじ鉄道は熊本県と鹿児島県にわたって運行されておりますので、両県で協力をして、毎年一定の補助をしているという、こういった事業にまざります。

続きまして、2点目の、同じくこの計画調査費の事業の概要の下から2番目、阿蘇くまもと空港アクセス整備調査検討事業、こちらですかね。こちらにつきましては、熊本空港の、いわゆるアクセス鉄道に関する調査事業になっております。こちら決算ですので、昨年度の事業ということで、詳細の調査を昨年度しております。

こちらの結果概要につきましては、既に県のホームページにも公表しておりますし、今年の6月の議会で、いわゆる高特委でも御説明をさせていただきました。

詳細な調査ということで、ルート案ですとかを、お示しさせていただいたんですが、いわゆる費用対効果B/C等につきまして幾つ

か技術的な課題が生じておりますので、委員御指摘のとおり、今年度は継続の調査ということで、そういった観点、あとは、コスト縮減、こういった観点も含めまして、今年度末の調査を目標に委託をして、今調査をしているところでございます。

以上です。

○西山宗孝委員 今後段の話については、継続して調査、検討するという理解でいいんですか。

○小川交通政策課長 はい、そのとおりです。昨年度の詳細調査で課題がありましたので、引き続き今年度、継続の調査をしているところでございます。

○西山宗孝委員 よろしく願います。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○城戸淳委員 24ページでございます。

個人番号カード利用、いわゆるマイナンバーカードでございますから、本年コロナの影響で、国民一人一人に10万円という給付があったから、マイナンバーカードが少しずつは増えてきておるんですが、これは、環境整備ということは、マイナポイントのことですか、先ほど言われましたけれども。今のマイナンバーカードを取得している方の中で、マイナポイントは、オンラインか何かで申請するようになってますけれども、その辺の今の状況というのは、県内の——恐らく国のほうは把握していると思うんですけれども、どういう状況か教えていただければよろしいでしょうか。

○椎場情報政策課長 情報政策課でございます。

まず、マイナンバーカードの手続を少し簡

単に御説明させていただきますと、マイナンバーカードをまず市町村の窓口にて申請をして交付していただくという手続の後に、今回、個人番号カード利用環境整備事業ということでうたっておりますマイナポイントの助成事業というものができそうな仕組みになってます。こちらは、マイナンバーカードを取得した方々がマイナポイントの申込みをすると、通常2万円をチャージした場合に5,000円分が上乘せされるというような制度の仕組みになっております。

もともと国の予算につきましては、大体4,000万人程度の予算を確保しているというふうに我々はお聞きしております。

国ベースで申し訳ありませんけれども、今月9月末の時点で、660万人程度が申込みをされているというふうに聞いております。

それで、県内の状況でございますが、実は県内のベースにつきましては、ちょっと情報——我々のほうも、計画は、市町村に対してこういうことをやってくださいということをお願いをしております。市町村にこういったマイナポイントの申込みの支援、申込みに来られた方の支援、マイナンバーカードの交付の手続に来られた方に対して支援を行っていただくとかそういったことを、取組をお願いしております。そちらの計画はありますけれども、実際の数字につきましては、我々の手元には来ておりませんので、そちらについては、もし該当があればお答えしたいと思いますけれども、今現在ではちょっと把握はできておりません。

○城戸淳委員 今660万人ということをおっしゃいましたが、なかなかこのマイナポイント、年配の方は使い方が分からない、どうしていいのかわからない。カードを申請はしたけれども、どうしていいのかわからないということ。各市町村でそういう相談窓口ですかね、今マイナンバーカードを市民課でやって

おられるところがほとんどでしょう。そういうのも県のほうから、やっぱり高齢者向けに、どういう手順で、このマイナポイントを利用するのかというところをいま一度言っていただければいいのかなと思っておりますので、要望としてよろしく願いいたします。

以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○松田三郎委員 説明資料、6ページ以降ですか、統計調査課長にお尋ねします。

いろいろ統計物というのは、国もそうありますが、県も今までの政策が正しかったかどうかというのを例えば検証する、あるいはこれからの政策の方向性を決定する意味では非常に重要な基礎となるものだと思っております。普段はなかなか日の当たりにくい部署でございますから、あえて中村課長にお尋ねしますが、先ほどの説明で、ほとんど収入に関しては、国庫からの受託金ということで、かなりの種類列挙してあります。恐らく、それぞれ金額がばらばらというのは、サンプル数の違いとか、あるいはこの調査の難易度の違いとか等々によって違うんだろーと思えますが、総じて予算現額よりも収入済額のほうが少ないということは、ここ最近の傾向もあるのかもしれませんが、例えば、その場合は、実際の収入済額に見合った調査しかなかったか、あるいは、それでも必要な分は何らかの負担を足してでもしなければならぬと、大体どういった状況なんですか、少なくともこの令和元年度については。

○中村統計調査課長 統計調査課でございます。

当課で行っております統計調査、全て法定受託事務と申しまして、本来国が行うべき調査を、法律上受託して県が行っているというものでございます。

予算現額よりも収入済額が少ないということでございますけれども、実際の調査自体は、やるべき調査は100%やっておりますので、結果的に予算現額よりも少なかったという形になっておりますが、十分でない調査をやったとか、そういうことじゃございませんので。そういうことでございます。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

例えば、漁業センサス委託金とか、収入済額ゼロとなっておりますので、ちょっと心配した次第でございます。

もう1点は、法定受託事務で、県でここに列挙してあるのを調査しました。県独自にその統計なりデータを使いたいという場合は、逆に、国に有料で情報を提供してもらうとか、あるいはその使い方の制約というのはあるんですか。

○中村統計調査課長 基本的に、統計調査のデータというのは、本来の目的、その統計調査の目的に沿った使い方をするというのが原則でございます。それ以外に使うというのは縛りがございます。ただ、例えば、県が独自の事柄を整理したいという場合に統計資料を使いたいという場合には、国に申請をいたしまして、その許可を得た上で使うという手続になるかと思っております。

○松田三郎委員 その場合、ただですか。

○中村統計調査課長 特段、有料とかいうことではございません。

○松田三郎委員 結構です。

○河津修司委員 23ページの災害復旧費で、南阿蘇鉄道は、昨年度繰り越したその事業は今年度でもう終わったという話ですが、そうなってくると、だんだんと遅れてきてるんじ

やないかなと心配するんですが、その辺の進捗状況はどうですか。

○小川交通政策課長 交通政策課でございます。

委員御質問ありました南阿蘇鉄道の災害復旧の状況になりますが、今回の繰越しがまず生じた原因ということではあります、先ほど御説明させていただいたとおり、被災橋梁の撤去の仮設工事の着工が遅れたということでもあります。実際、別冊の資料にも、進捗の率がちょっと低い数字ということもあり、委員御心配されているかもしれませんが、今年度は、被災橋梁の撤去用のクレーンを設置するという工事なんです、これは、年度後半から順調に進んでおまして、こちらは、年度中に完了すると聞いております。

そして、全体の復旧の進捗状況ですが、私どもは、今回多少この遅れでございますが、予定である令和4年度の工事完了、こちらについては影響ないということ聞いておりますので、今のところ当初の予定と変わらず、令和4年度の工事の完了を目指して、今現地で作業が進んでいるというところでございます。

以上です。

○河津修司委員 それを聞いて少し安心しましたが、そうすると今年度あたりで、車両の購入についての検討にも入っていくことになるんですか。

○小川交通政策課長 交通政策課です。

この南阿蘇鉄道の復旧については、当然その被災を受けた橋梁の工事もそうですし、もしかすると、そういった車両の購入ですとか、こういった話も事業者もしくは地元の自治体、町と村で進んでいると聞いております。

そういった点も含めて、車両の点も含めて

今後地元で検討が進んでいくと聞いておりますので、県としても適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○池永幸生委員 17ページですけども、この中に世界文化遺産に4,400万余の金が使われている、この事業内容ですね。元年度にどのような事業をされたのか。

それともう一つ、せっかく、阿蘇も入っていると思うんです。道路も新しく2本の道路ができた。今の関連じゃないけれども、南阿蘇鉄道もこれから先着々進むならば、やはり熊本県の売りは、この阿蘇ではなかろうかな。これから先、どのような考えを持ってこれに挑まれるのかお聞きしたいと思いますけれども。

○内藤文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

まず、世界文化遺産登録推進事業、今まで3資産登録済みのところがございますけれども、そちらの保全管理、例えば、三井炭鉱跡地の保存管理計画を荒尾市が策定しまして鉄道敷の整備に係る費用ですとか、三角西港の公開活用計画とか、ちょっと補修が必要な部分とか、そちらを、そういった保全管理をまず主にしております。

それと同時に、やはり広報に向けて、私どももいろんな機会、例えば、令和元年度でしたらスポーツイベントがございましたので、そういうところにブースを設けて、外国の方々にPRしたりですとか、それと天草については、昨年度が登録1周年でございましたので、1周年記念シンポジウムを行ったりとか、そういうことをしております。

それから阿蘇についてですけども、今委員おっしゃったとおり、令和2年は復興元年

というところで、こちらますますPRをしていかなきゃいけないと思っているところなんですけれども、仕組みを御説明しますと、まず暫定一覧表——暫定一覧表というのは、世界遺産になるためには、まず文化庁の日本国としてユネスコに登録するためのリストに登載されなければいけないというのがあるんですけれども、阿蘇はまだそのリストに登載されていないというところで、現在7件ほど登載している文化庁のあれがあります。うち、既に推薦済みのものが1件で、見込みが薄いものですか、推薦の順番が既に翌年度決まっているものとかがありますので、それを除くと、あと1、2件ぐらいかなと思ってます。

というところで、私どもは、もうすぐ文化庁が、平成19年以来、暫定リストを募集しますという公募を行ってないんですけれども、そろそろ門戸を開いて公募をする、もしくは一本釣りて暫定リストに載せる資産というものを募集するのではないかなと読んでおります。

ただ私どもの、それは読みなんですけれども、例えば、本県については、災害等もございましたけれども、リストの登載が近いというところで、いよいよ阿蘇は復興元年でもありますし、こういう苦しい時期ですけれども、私どもは蒲島知事にも確認しましたが、阿蘇の世界遺産に向けては決して歩みを止めることなく着実に進めるべきということでコメントももらいましたので、私どももしっかり今後も文化庁あたりにPRを働きかけてまいりたいと思っております。

○池永幸生委員 せっかく基盤整備が整ってきたわけですから、ぜひとも力を注いで進めてほしいと思います。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。  
私のほうからよかですかね。

明許繰越と事故繰越であります。水俣の「環境首都」水俣・芦北地域創造事業で、明許繰越しが非常に多いわけですし、進捗状況が18%と極めて低いわけですので、果たして、今年度内に完成する可能性があるのかどうか。

もう一つは、同じ港の関係で事故繰越が、今回も出てきております。7,700万で、しかも74%ということですが、事故繰越は本来あんまり好ましいことではないわけですので、この事故繰越の今後の確定と申しますか、と同時に明許繰越しの事故繰越にならない、いわゆる明許繰越しで答えが出るのかどうかについてお尋ねいたします。

○池永地域振興課長 委員長御指摘のとおり、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業のうち、水俣市が行います生態系に配慮した渚造成整備事業において事故繰越、併せて明許繰越しが行われております。

この工事自体は、水俣市の丸島漁港の近くの産業団地を広げるためのゼロカーボン産業団地の創出及び藻場の造成で新たな漁場整備ということで進めております。

事故繰りが行われました一昨年の7,700万円余の事故繰越につきましては、7月に現場工事に着手してございまして、12月中に完成の予定となっております。

また、その影響を受けまして、昨年度実施予定の事業の明許繰越分の1億4,800万円の事業につきましても、引き続き事業を行うこととしてございまして、今後の年度内の事業完了に向けて、水俣市に対する助言等を行ってまいりたいと思っております。

全体の事業工事スケジュールにつきましては、令和7年度の完成を目指してございまして、現在の工事の進捗では多少遅れておりますが、令和7年度の完成予定に向けてのスケジュールに関しては変更がないと聞いております。



○田代国広委員長 明許繰越しを消化できなかった場合が事故繰越という形になると思うんですけども、ということは、この7,785万、全額繰り越してございますけれども、これについては、仮に今年度終わらなかった場合はどうなるんですか。

○池永地域振興課長 現在のところ、事故繰越の分の事業については、12月中の完成の見込みで進んでおります。

万が一この工事が終わらないということであれば、事業の減額等の措置が行われると考えております。

○田代国広委員長 関連して、南阿蘇村も10%進捗率になっておりますが、こちらのほうはどういった見通しですか。

○池永地域振興課長 すみません。南阿蘇村の旧長陽西部小学校の改修に係る検討ですけども、これは、南阿蘇村が黒川地区の復興に必要な取組として、旧長陽西部小学校の校舎を活用して、改修工事を計画しているものでございます。

小学校の改修を進めるに当たりまして、黒川の地区の住民の方々と東海大学の学生の交流の場として活用するという事で検討が進んでおります。

昨年度、基本計画の策定に当たり、住民からの意見等を伺う中で、基本計画の策定に盛り込む必要のある事項が出てきたために、村で計画をしております基本計画の策定が遅れ、設計の着手に入れず、明許繰越しとなったものでございます。

今年度、設計に着手しておりまして、改修工事の年内の完成に向けて、現在取り組んでいるところでございます。

○田代国広委員長 10%という数字ば見て心

配したんですけども、一応、事故繰越にならないように最善を尽くしてもらいたいと思います。

ほかにありませんか。

なければ、これで質疑を終了します。

これより、午後1時まで休憩いたします。

午前11時3分休憩

午後0時58分開議

○田代国広委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

それでは、これより健康福祉部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、渡辺健康福祉部長。

○渡辺健康福祉部長 健康福祉部でございます。よろしくお願ひいたします。

令和元年度決算の説明に先立ちまして、昨年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、健康福祉部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

1点目は、「未収金について、そのほとんどが生活困難を理由とし、また、時効で債権放棄となっているものもある。そのような厳しい状況の中で、担当部局が未収金の回収に努力されていることは理解しているが、財源の確保、負担の公平性の観点から、適切かつ効率的な徴収対策を講じ、より一層徴収促進に努めること。」でございました。

健康福祉部では、部局長や関係課長等で構成する収入未済金対策会議を部独自に設置い

たしまして、未収金の状況の定期的な把握、課題等の共有などに取り組んでおります。

令和元年度は、全庁的な未収金対策連絡会議が策定する未収金対策強化に向けた取組方針に加え、部の対策会議で策定した取組方針に基づき、貸付時や償還開始の段階での面談などによる債務者の納入意識づけの徹底や口座振替の促進等により、新たな未収金の発生防止に努めました。

また、定期的な訪問等による債務者の生活状況の把握、本庁に配置している滞納整理員との連携、債務者への催告強化等により未収金の解消を図っております。

今後も、財源の確保及び負担の公平性の観点から、未収金の発生防止と削減に努めてまいります。

2点目は、「深刻化する児童虐待事案への対応策として、現場の対応力を上げることが必要であることから、市町村ごとに設置されている要保護児童対策協議会の機能を強化し、児童相談所等、関係機関とのさらなる連携を図り、子どもの安全、安心の確保に努めること。」でございました。

令和元年度においては、県内全ての市町村が要保護児童対策地域協議会を設置し、会議が開催されています。県では、この協議会の調整担当者の法定研修やフォローアップ研修を開催し、担当者の資質の向上に取り組んでいます。

また、国の児童虐待防止対策体制総合強化プランにおいて、令和4年度までに全市町村に子ども家庭総合支援拠点を設置することとされており、設置促進に向け、研修やヒアリング等の取組を進めてまいります。

さらには、9月定例会において、児童家庭支援センターを3か所増設するための予算を御承認いただきました。児童家庭支援センターの大きな役割の一つが、心理職等の専門性を生かした市町村の支援であり、各地域で、市町村、児童家庭支援センター、児童相談所

の三層構造の児童相談体制を確立し、子供の安全、安心の確保に努めてまいります。

続きまして、健康福祉部の令和元年度決算の概要について御説明いたします。

お手元の決算特別委員会説明資料の1ページ、令和元年度歳入歳出決算総括表を御覧ください。

まず、歳入でございますが、一般会計、母子父子寡婦福祉資金特別会計及び国民健康保険事業特別会計を合わせまして、収入済額は、2,176億5,549万円余で、調定額に対する収入率は、99.9%となっております。

不納欠損額は、359万円で、内容は、児童保護費負担金等でございます。

また、収入未済額は、1億8,311万円余で、内容は、生活保護費返還徴収金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還元金等でございます。

次に、歳出でございますが、一般会計、特別会計合わせまして、予算額3,568億7,471万円余に対し、支出済額は、3,434億4,423万円余となっております。

翌年度への繰越額は、25億6,312万円余で、主に社会福祉施設の整備等に関するものでございます。

また、不用額は、108億6,735万円余で、内容としましては、国民健康保険事業特別会計における県内市町村の保険給付費等及び幼児教育、保育の無償化に伴う保育サービスの利用が見込みを下回ったこと等による執行残でございます。

以上、決算の概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、各課長が御説明いたします。御審議のほどよろしく御願ひ申し上げます。

○田代国広委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○下山健康福祉政策課長 健康福祉政策課で

ございます。

まず、今年度の定期監査の結果についてですが、健康福祉部への指摘事項はございませんでした。

次に、令和元年度決算の説明をさせていただきます。

先ほどお聞きいただきました説明資料と、もう1つ、附属資料というのがございます。説明資料のほうには歳入歳出が、附属資料のほうには繰越事業、収入未済、不納欠損等が各課ごとに記されております。

歳入についてですが、説明資料のほうの2ページをお願いいたします。

お聞きいただいている2ページの冒頭の使用料、手数料、中段の国庫支出金、さらに4ページをお聞きいただきまして、財産収入、下段の繰越金、飛びまして5ページ中段の諸収入のいずれにつきましても、不納欠損額、収入未済額ともにございませぬ。

次に、7ページをお聞きください。

ここからが歳出でございます。

主なものについて御説明を申し上げます。

まず、中段の民生費の中の下の方、社会福祉総務費でございますが、支出済額として16億6,821万円となっております。

主な事項は、備考欄に記載のとおりでございます。

熊本地震における地域支え合いセンター運営支援事業などがございます。

なお、不用額5億8,821万円余につきましては、自宅再建利子助成などの事業実績減及び県総合福祉センターの空調設備改修工事入札に伴う執行残でございます。

次に、8ページの下段、災害救助費をお願いいたします。

支出済額は、31億7,597万円となっております。

主な事業は、備考欄に記載のとおりでございます。

なお、不用額2億8,346万円余につきまし

ては、災害救助事業等が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

次に、9ページをお聞きください。

中段の保健環境科学研究所費は、宇土市にある同研究所の運営費でございます。支出済額は、2億6,170万円余となっております。

なお、不用額4,425万円は、同研究所の管理運営費に係る執行残などがございます。

下段の保健所費の支出済額は、16億1,784万円となっております。

主な事業は、県下10か所の保健所の運営に係る経費となっております。

なお、不用額2,945万円余は、人件費及び保健所の非常用自家発電装置等設置に係る補助事業の内示の減に伴う執行残でございます。

続きまして、別冊の附属資料の1ページをお聞きください。

令和元年度から令和2年度への明許繰越分でございます。

保健所管理運営費として、1億2,634万円余の繰越しを行っております。こちらは、国の交付決定が遅れたことで事業期間が不足し、繰越しとなったものでございます。

次に、46ページをお聞きください。

県有財産処分について御説明申し上げます。

未利用の県有地97.84平米について、隣地居住の個人へ売却をいたしております。

健康福祉政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○上野健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

まず、令和元年度の決算の説明をさせていただきます。

お手元の説明資料、11ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましては、11ページから12ページにかけては使用料及び手数料、13

ページから15ページにかけて国庫支出金、15ページ中段の財産収入、下段の繰越金、16ページの諸収入とございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、17ページをお願いいたします。

歳出につきまして、主なものを御説明させていただきます。

まず、3段目の公衆衛生総務費でございますが、支出済額が3億3,600万円余となっております。

主な事業は、備考欄に記載のとおりでございます。

なお、不用額4,153万円余につきましては、肝炎対策事業のうち、肝炎治療の医療費助成の申請件数が見込みを下回ったものによるものでございます。

4段目の結核対策費でございますが、支出済額が3,883万円余となっております。不用額2,222万円余につきましては、結核患者医療費助成の申請及び検診費が見込みを下回ったものによるものでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

予防費でございますが、支出済額が1億1,782万円余となっております。

主な事業は、備考欄に記載のとおりでございます。

なお、不用額5,606万円余につきましては、風疹抗体検査費助成の申請が見込みを下回ったものによるものでございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

2段目の食品衛生指導費でございますが、支出済額が7億1,799万円余となっております。

主な事業は、備考欄に記載のとおりでございます。

なお、不用額4,821万円余につきましては

は、主に食肉衛生検査所建て替え工事に係る執行残によるものでございます。

3段目の環境整備費でございますが、支出済額が1億7,467万円余となっております。

不用額659万円余につきましては、犬取締事業及び動物愛護推進事業の所要額が当初見込みを下回ったことによる執行残でございます。

続きまして、別冊の附属資料の2ページをお願いいたします。

繰越事業について御説明させていただきます。

1段目の感染症発生動向調査事業でございますが、新型コロナウイルス感染症に係る検査試薬について、全国的な需要の高まりにより、令和元年度中の納品が困難なため、繰り越したものでございます。

続いて、2段目の管理・運営費でございますが、食肉衛生検査所建て替え工事に際して、地下埋設物撤去の必要が生じたことに伴い、工期を変更したため、繰り越したものでございます。

健康危機管理課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○篠田高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

説明資料の20ページ、お願いいたします。

まず、歳入でございますが、20ページの使用料及び手数料、次の21ページ中ほどからの国庫支出金、また、次に22ページに移りますが、繰越金、その下の諸収入まで全ての歳入の科目におきまして、不納欠損額及び収入未済額はともにございません。

次に、歳出でございますが、23ページになります。

まず、民生費、社会福祉費のうち、社会福祉総務費ですが、支出済額は、7,060万円となっております。

事業の概要は、資料記載のとおりござい

ます。

不用額の1,300万円余につきましては、介護福祉士修学資金等貸付事業費補助などにおきまして、執行額が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、老人福祉費ですが、支出済額は、11億364万円余となっています。

事業の概要は、資料記載のとおりでございます。

翌年度繰越額の欄でございますが、1億1,200万円余でございますが、こちらにつきましては、後ほど別冊の附属資料で御説明いたします。

不用額の1億2,800万円余につきましては、施設開設準備経費助成特別対策事業等において、事業の取下げや執行額が見込額を下回ったことによるものでございます。

次に、24ページをお願いいたします。

老人福祉施設費の支出済額は、6億9,339万円余となっています。

事業の概要は、資料記載のとおりでございます。

翌年度繰越額が9億100万円余でございますが、後ほど附属資料で説明させていただきます。

不用額の1億3,600万円余につきましては、介護基盤緊急整備等事業などにおける事業の取下げや執行額が見込額を下回ったことによるものでございます。

その下、災害復旧費の民生施設補助災害復旧費ですが、支出済額は、192万円余となっています。

事業の概要は、資料記載のとおりでございます。

不用額の1億4,600万円余は、老人福祉施設等災害復旧事業などにおいて、執行額が見込額を下回ったことによるものでございます。

続きまして、別冊の附属資料をお願いいたします。

3ページの明許繰越しでございます。

まず、施設開設準備経費助成特別対策事業ですが、こちら、3ページの3件から次の4ページ、さらには5ページ、6ページ、3件ずつございまして、合計12件ございまして、これは、労務者の確保に不測の日数を要したことなどに伴い、繰越しをしたものでございます。

次に、7ページでございますけれども、老人福祉施設整備等事業ですが、合計3件ございまして、実施設計等に不測の日数を要したことから、繰越しをしたものでございます。

次に、8ページの介護基盤緊急整備等事業でございますが、これも、次の9、10ページ、さらには11、12ページ、もう1つ、13ページの1段目まで合計16件ございまして、これは、施設整備に当たり、労務者の確保に不測の日数を要したことから、繰越しをしたものでございます。

次に、13ページの2段目でございますけれども、看取り空間整備支援事業でございますが、これは、労務者の確保に不測の日数を要したことから、繰越しをしたものでございます。

最後に、3段目からの老人福祉施設整備等事業の非常用自家発電設備整備事業分でございますが、次の14ページ、さらには15ページまでの合計6件ございまして、これは、資材の確保に不測の日数を要したことから、繰越しをしたものでございます。

今回報告させていただいた繰越事業につきましては、いずれも今年度中に工事完了の予定でございます。

高齢者支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○伊津野認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

説明資料の25ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、25ページの使

用料及び手数料、下段の国庫支出金、1ページお開きをお願いします。26ページの財産収入、諸収入、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、説明資料の28ページをお願いいたします。

次に、歳出について御説明いたします。

民生費、社会福祉費の老人福祉費でございますが、支出済額として263億9,781万円となっております。

事業の概要につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

翌年度繰越額550万円余でございますが、後ほど別冊の附属資料で御説明いたします。

2億5,211万円余の不用額が生じておりますが、介護給付費県負担金交付事業及び地域支援事業交付金交付事業における市町村の実績額が見込額を下回ったこと等による執行残でございます。

29ページをお願いいたします。

衛生費、公衆衛生費の公衆衛生総務費でございますが、支出済額として353万円となっております。

事業の概要につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

314万円余の不用額が生じておりますが、在宅医療連携推進事業における検討協議会の開催実績等が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

医薬費の医務費でございますが、支出済額として995万円余となっております。

事業の概要につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

続きまして、別冊の附属資料、16ページをお願いいたします。

繰越事業の説明をさせていただきます。

高齢者向け感染症・介護予防普及啓発事業でございますが、550万円余の繰越しを行っております。これは、国の補正予算による事業の実施であり、事業実施期間が不足したた

め、繰り越したものでございます。

なお、本事業につきましては完了しております。

認知症対策・地域ケア推進課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○永野社会福祉課長 社会福祉課でございます。

説明資料の30ページをお願いいたします。

まず、歳入について説明いたします。

30ページの使用料及び手数料、中段の国庫支出金から32ページの財産収入までにつきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

33ページ、34ページの諸収入につきましては、3万円の不納欠損額、7,899万円余の収入未済額がございますが、これにつきましては、後ほど別冊の附属資料にて説明をさせていただきます。

次に、35ページをお願いいたします。

歳出につきまして、主なものを説明いたします。

まず、民生費、社会福祉費のうち、社会福祉総務費でございますが、支出済額は、7億2,459万円余で、主な事業は、備考欄に記載のとおりでございます。

不用額597万円余のうち、主なものは、民生委員の欠員に伴う民生委員費等の執行残でございます。

また、翌年度繰越額が350万円ございますが、こちらにつきましても、後ほど附属資料にて説明をいたします。

次に、下段の遺家族等援護費でございますが、支出済額は、6,189万円余で、不用額956万円余のうちの主なものは、永住帰国された中国残留邦人の方への扶助費等において、所要額が見込額を下回ったものでございます。

36ページをお願いいたします。

生活保護費のうち、生活保護総務費でござ

いますが、支出済額は、10億8,187万円で、不用額の2,552万円のうち、主なものは、生活困窮者自立支援プラン推進事業などの執行残でございます。

37ページをお願いいたします。

扶助費でございますが、支出済額は、36億7,579万円余で、不用額の1億9,977万円は、生活保護費の所要額が見込額を下回ったこと等によるものでございます。

続きまして、別冊附属資料の17ページをお願いいたします。

明許繰越事業について説明いたします。

本事業は、熊本県社会福祉協議会が貸付事務を行うため使用している貸付システムの改修等補助事業で、350万円の繰越しを行っております。これは、令和元年度の国補正予算を財源に実施する事業で、国予算が繰越しされたため、県予算も繰越しをしたものでございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

収入未済について説明をさせていただきます。

まず、歳入決算の状況でございますが、生活保護世帯進学応援資金貸付金回収金と雑入の償還金に係る遅延利息分の合計589万円余の収入未済となっております。

本貸付事業は、生活保護世帯から大学等への進学のために、世帯分離した者へ生活費を貸し付けるものでございます。もともと厳しい状況の中で、卒業後不安定な就業であったり、失業中、あるいは精神疾患等の傷病の影響などにより、生活困窮のため、償還が滞っているものでございます。

次に、収入未済額の推移でございますけれども、令和元年度の収入未済額の増加理由としましては、貸付期間が終了し、償還開始となるものが増加したことや、先ほど申し上げましたように、生活困窮により償還が滞っているためでございます。

次に、28ページの未収金対策の取組ですが、滞納発生前の防止策として、貸付申込時及び償還開始時に、借受人及び連帯借受人と面談し、返済に関する十分な意識づけを行うとともに、徴収活動に関しては、滞納者の滞納状況や生活状況等を把握した上で、個別に文書、電話、訪問等の督促計画を作成し、より具体的な未収金の徴収活動を行ったところでございます。

次に、29ページをお願いいたします。

生活保護費返還徴収金として、7,310万円余の収入未済となっております。これは、債務者が生活保護受給中または生活困窮の状況にあることから、収入未済となっているものでございます。

令和元年度の収入未済額の増加理由としましては、大きな理由として、2点ございます。

まず、年金の受給資格期間が、従来の25年から、平成29年8月に25年から10年へ短縮され、対象者の拡大がなされたところでございます。そのため、生活保護受給中の方の年金裁定請求の申請促進を行い、それにより、年金の遡及受給、遡っての受給でございますが、これが多数発生しております。その遡及年金の振込時期や金額の把握及び返還額の決定が遅れたものがあり、その間に返還対象となる収入の費消が進み、未収金が増える結果となりました。

また、もう一点は、高額の不正受給事案が発生しましたが、不正受給発見時には既に全額を費消しており、徴収に至らなかったものでございます。

30ページをお願いいたします。

未収金対策でございますが、まず、発生防止策としまして、収入申告義務確認書を、保護の開始時だけでなく、毎年1回徴取するなど、収入申告義務の周知徹底を図るとともに、資産調査を年1回から年2回に拡充しております。

また、未収金削減に向けた取組としては、本庁に滞納整理員を配置し、回収に取り組むとともに、一昨年、平成30年の法改正を受け、生活保護費との相殺を強化しております。令和元年度は、先ほど申しましたような理由で未収金が増えておりますが、平成29年度、平成30年度は、連続して未収金を削減しており、今後も収入申告義務の徹底、債権発生 の早期発見、早期対応により、収入未済額の縮減に努めてまいります。

最後に、40ページをお願いいたします。

不納欠損についてでございますが、生活保護費返還徴収金につきまして、一部は返済がなされたものの、その後債務者が死亡し、相続人も再三の請求等に応じることなく時効が成立し、債権が消滅したため、3万円を不納欠損処分としております。

社会福祉課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○久原子ども未来課長 子ども未来課でございます。

令和元年度決算について御説明いたします。

説明資料の38ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

分担金及び負担金の上から3段目の未熟児養育費負担金につきまして、不納欠損、収入未済がございます。後ほど別冊の附属資料で御説明いたします。

その下の使用料及び手数料、及び次のページから42ページにかけての国庫支出金、財産収入、繰越金、諸収入につきましては、いずれも不納欠損、収入未済はございません。

次に、歳出について、主なものを御説明いたします。

44ページをお願いいたします。

2段目の児童福祉総務費につきましては、2億2,462万円余の不用額が生じております。これは、児童健全育成事業等における市

町村実績額の減などによるものでございます。

翌年度繰越額3,423万円余につきましては、後ほど別冊の附属資料で御説明いたします。

次の児童措置費につきましては、24億3,176万円余の不用額が生じております。これは、昨年10月から開始されました幼児教育、保育の無償化に伴い、保育サービスの利用実績の減による県負担金の減でございます。

45ページをお願いいたします。

中段になります公衆衛生総務費につきましては、1億9,917万円余の不用額が生じております。これは、小児慢性特定疾病対策事業等における実績額の減などによるものでございます。

46ページをお願いいたします。

上段の私学振興費の翌年度繰越額1億5,990万円余並びに下段の教育施設災害復旧費の翌年度繰越額3,167万円余につきましては、別冊の附属資料で御説明いたします。

それでは、別冊の附属資料をお願いいたします。

18ページをお願いいたします。

明許繰越事業について御説明いたします。

まず、「くまもとスタイル」子育て推進事業費について、2,095万6,000円を繰り越しております。これは、よかボス企業等との連携による子育て推進に要する経費で、国の経済対策分の補正予算として、2月補正予算に計上させていただいたものです。令和元年度中には事業の実施ができませんでしたので、全額繰り越しております。

次に、病児・病後児保育総合推進事業費について、1,305万1,000円を繰り越しております。運営主体である医療機関の移転新築に伴い、病児・病後児施設を併せて移転するものでありますが、本体の病院工事の遅延により繰り越したものでございます。その後、おお



むね計画どおりに工事は進捗しており、10月末には完了する予定とのことでした。

次に、3段目から5段目までの認定こども園施設整備事業費につきましては、3園合計で1億5,990万4,000円を繰り越しております。いずれの施設も、資材等の入手難などの理由により繰り越したものでございます。

3園のうち2園は、既に工事が完了しており、残る1園につきましては、12月末までには完了する予定となっております。

最後に、私立学校施設災害復旧事業費として、3,167万3,000円を繰り越しております。これは、私立幼稚園1園について、新型コロナウイルスの影響などから、中国からの備品の納品が間に合わず、繰り越したものでございます。

なお、本年4月に無事納品も完了しております。

次に、19ページをお願いいたします。

事故繰越事業について御説明いたします。

放課後児童クラブ施設整備事業費として、3施設合計で、1,328万1,000円を繰り越しております。施設に隣接する住民との日照問題などの協議に不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。工事は、本年7月に完了しております。

次に、31ページをお願いいたします。

未熟児養育医療に伴う保護者負担金に係る収入未済について御説明いたします。

1の歳入決算の状況につきましては、不納欠損額が1万2,000円、収入未済額が11万5,000円となっております。

2の収入未済額の推移につきましては、平成29年度から令和元年度にかけて5万4,000円の減額となっております。

3の収入未済額の状況につきましては、債務者数は4名で、内訳としては、分割納付中が1名、電話や文書への応答がない非協力的なものが3名となっております。

4の未収金対策ですが、全債務者について

資産調査を行い、1名から一部納付がありました。今後も粘り強く未収金解消に努めてまいります。

最後に、41ページをお願いいたします。

不納欠損処分について御説明いたします。

未熟児養育費負担金について、再三の訪問による返還請求に応じることなく時効が成立した1名分の6件、1万2,000円を不納欠損処分としております。

子ども未来課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○坂本子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

説明資料にお戻りいただきまして、47ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入について、主なものを御説明いたします。

一番上の分担金及び負担金の児童保護費負担金は、児童の施設入所に伴う保護者負担金ですが、不納欠損、収入未済でございますので、後ほど附属資料で御説明いたします。

下から2段目の児童措置費負担金は、国庫負担金でございますが、施設への入所措置児童数が見込みを下回ったため、1億2,900万円程度、予算との差が生じております。

おめくりいただきまして、48ページにつきましては、不納欠損、収入未済とにもございません。

49ページ、お願いいたします。

下から2段目の貸付金元利収入の要保護児童進学応援資金貸付金回収金について、収入未済でございますので、後ほど附属資料で御説明いたします。

おめくりをいただきまして、50ページ、年度後返納でございます。

児童扶養手当の過年度分の返納金でございます。不納欠損と収入未済がございますので、後ほど附属資料で御説明いたします。

51ページでございます。

次に、歳出についてでございます。

主なものを説明いたします。

最下段の児童福祉総務費で862万円余の不用額が生じております。これは、こんにちは赤ちゃん事業等の事業の実績減によるものでございます。

おめくりいただきまして、52ページでございます。

上段の児童措置費につきまして、2億2,800万円余の不用額が生じておりますが、これは、児童養護施設等への措置費の実績減によるものでございます。

下段の母子福祉費については、5,400万円余の不用額が生じております。これは、児童扶養手当支給事業費の実績減によるものでございます。

53ページでございます。

児童福祉施設費について、3,100万円余の不用額が生じております。これは、一時保護所の管理運営費等の実績減によるものでございます。

おめくりいただきまして、54ページでございます。

母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入でございます。

上段の繰越金については、前年度からの繰越金の増でございます。

中段の貸付金償還元金で不納欠損と収入未済、最下段の年度後返納で収入未済がございます。後ほど御説明をいたします。

55ページをお願いします。

歳出につきましては、貸付金について、740万円の不用額が生じておりますが、貸付実績が見込みを下回ったものでございます。

続きまして、附属資料をお願いいたします。

32ページでございます。

収入未済について御説明をいたします。

児童保護費負担金でございます。これは、児童養護施設への入所措置等に伴う保護者負

担金でございます。

まず、1の歳入決算の状況について、不納欠損が300万6,000円、収入未済額が3,546万5,000円となっております。この負担金は、児童福祉法に基づきまして、保護者の所得に応じた負担が定められております。ただ、そもそも入所の原因となる児童虐待を親が否定するなど入所に納得されないケースもあること、それから生活に非常に困窮している世帯が多いということに伴いまして、どうしても収入未済が発生している状況でございます。

2の過去の推移でございますけれども、令和元年度は、前年度から、額にして約75万円、若干の増加となっております。

3の収入未済の状況ですが、債務者数は212名おられまして、そのうち、分割納付中が91名、全体の約4割となっております。また、非協力的なケースが73件、生活困窮が24件という状況でございます。その他の22件につきましては、非協力的とは言えないものの、納入が遅れられているというケースでございます。

4の未収金対策です。

昨年度も預金調査を実施しましたが、預金等がございませんでしたので、文書等による催告を継続的に実施しております。

未然防止対策につきまして、特に、新規入所ケースにつきましては、入所時の保護者への説明の徹底、口座振替手続の勧奨の取組などを行っておるところでございます。なかなか一朝一夕の削減というのは厳しい状況にございますが、引き続き、地道に丁寧にコンタクトを切らさないよう、未収金の回収に努めてまいります。

おめくりをいただきまして、33ページをお願いいたします。

上段の要保護児童進学応援資金、これは、児童養護施設を退所して大学等へ進学する子供さん、児童に対して生活資金を貸し付ける制度として、平成27年度まで実施してきたも

のでございます。収入未済が28万円生じております。

2段目の年度後返納、これは、児童扶養手当の返納金で、年金受給等により手当の受給資格を失った後にも手当を受けられたというケースで返納が生じるものでございます。不納欠損が17万1,000円、収入未済が1,718万3,000円となっております。

次に、2の収入未済の推移ですが、応援資金につきましては、平成30年度から発生いたしまして、昨年度は、約5万円の増となっております。

児童扶養手当返納金につきましては、令和元年度は、現年度分が大きく増加したため、前年度からは約88万円の増加となっております。

34ページをお願いいたします。

収入未済の状況ですが、応援資金の債務者は1名となっております。児童扶養手当返納金につきましては47名で、全員が分割納付中という状況でございます。

4の未収金対策につきまして、両債権とも債務者と丁寧に連絡を取りながら納付の勧奨、それから入金の確認に努めておるところでございます。

手当返納金につきましては、訪問、催告等の回数を増やすなど取組を強化しており、福祉事務所においては、夜間の催告であったり、家庭訪問等を実施している状況でございます。本庁から福祉事務所へのヒアリングで個別ケースへの助言等も行っております。また、障害年金の遡及認定による返納も多いことから、年金事務所への一斉照会等を実施し、高額返納債権の発生防止に努めております。

おめくりいただいて、35ページをお願いいたします。

特会の収入未済です。

母子父子寡婦福祉資金貸付金については、母子家庭等に対して、修学資金、生活資金を

貸し付けるもので、不納欠損額が7万8,000円、収入未済額が4,139万8,000円生じております。

次の段の年度後返納は、貸付けを受けた方が学校を中退した場合に貸付休止により発生するもので、収入未済は61万9,000円となっております。

次に、推移でございますが、令和元年度は、前年度からは約34万円減少ということになっております。

36ページでございます。

収入未済額の状況ですが、債務者は、合計330名、そのうち、8割の259名が分割納付中でございます。所在不明が4名、その他の67名は、連帯債務者に償還を働きかけているものでございます。

次に、4の未収金対策ですが、下から2番目のポツですが、債務者を徴収の困難性により4分類に分けて管理することで、効率的な徴収活動の実施に取り組んでいます。また、本庁から振興局へのサポートにも努めているところでございます。

少し飛びまして、42ページをお願いいたします。

不納欠損でございます。

児童保護費負担金について、備考欄記載のとおり、債務者の生活困窮等を事由に361件、額にして300万6,000円の不納欠損処分を行っております。

おめくりいただきまして、43ページでございます。

児童扶養手当の返納金については、2件、17万1,000円を不納欠損処理しております。1件は債務者の死亡、もう一件は、債務者の所在不明に伴い、時効となったものでございます。

最後でございます。

44ページ、母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還について、生活困窮により債務関係者全員が時効の援用を行ったため、1件、7万

8,000円を不納欠損処理しております。

子ども家庭福祉課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○下村障がい者支援課長 障がい者支援課です。

説明資料に戻っていただきまして、56ページをお願いいたします。

歳入について、主なものを御説明いたします。

まず、分担金及び負担金についてですが、児童保護費負担金で、不納欠損額が29万円余、収入未済額が、2段下のこども総合療育センター負担金と合わせまして650万円余となっております。この詳細につきましては、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

次に、57ページから59ページの使用料及び手数料、国庫支出金につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

次に、60ページをお願いします。

下から3段目の障害者福祉施設整備費補助につきましては、予算現額と収入済額に5億8,800万円余の差が生じております。これは、一部、事業を翌年度に繰り越したことによるものです。繰越事業につきましては、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

次の61ページから63ページの財産収入、繰越金及び諸収入につきましては、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、64ページをお願いいたします。

歳出について、主なものを御説明いたします。

まず、障害者福祉費において、2億6,800万円余の不用額が生じております。これは、主に精神通院医療費及び障害福祉サービス費等負担事業の実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

続きまして、65ページですが、下段の児童

措置費は、障害児が施設などに入所または措置をする際の費用として、4,600万円余の不用額が生じております。これは、主に対象児童数が見込みを下回ったことによるものでございます。

続きまして、66ページ、お願いします。

上段の児童福祉施設費において、2,400万円余の不用額が生じております。これは、主にこども総合療育センターにおいて、非常勤の任用実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、67ページ上段の精神保健費において、4,700万円余の不用額が生じております。これは、主に精神保健医療費の実績が見込みを下回ったこと及び精神科救急医療体制整備事業の国庫内示減によるものでございます。

続きまして、別冊の附属資料、20ページをお願いいたします。

繰越事業について御説明いたします。

まず、明許繰越しについてですが、20ページから23ページ1行目までの障がい者福祉施設整備費につきましては、11施設、8億6,200万円余、23ページから24ページの障害分野のロボット等導入支援事業については、6施設で170万円余、合計で、17施設、8億6,500万円余の繰越しを行っております。これらは、国の経済対策に係る補正予算での事業実施となったため、事業期間が不足したことや工事着手に当たっての諸手続に不測の日数を要したことから、繰越しとなったものでございます。

なお、既に多くの事業が完了しておりますが、まだ完了していない5施設につきましては、年度内に完了を予定しております。

続きまして、25ページをお願いいたします。

事故繰越についてです。

障がい者福祉施設整備費で2施設、1,900万円余の事故繰越を行っております。これ

は、2件とも非常用発電機を設置するものとして、昨年の豪雨災害や台風災害で全国的に需要が高まったことにより資材調達が困難となったことから、やむを得ず繰り越したものでございます。既に1施設は完了しており、残り1施設につきましても10月末に完了を予定しております。

続きまして、37ページをお願いいたします。

収入未済について御説明いたします。

まず、児童保護費負担金につきましては、646万円余の収入未済が発生しております。これは、障害児を児童養護施設などに入所措置した際に伴う扶養義務者の負担金でございます。

3の収入未済額の状況のとおり、債務件数は57件ですが、うち31件は分納中で、残りは、生活困窮や措置自体を不服として協力が得られないなどの理由により納入ができていないものでございます。

次に、38ページをお願いします。

こども総合療育センター負担金につきましては、7万円余の収入未済が発生しております。これは、今説明しました児童保護費負担金と同様に、入所措置に伴う扶養義務者負担金のこども総合療育センター分でございます。

3の収入未済額の状況のとおり、債務件数は5件でして、いずれも生活困窮のために納入がなされていないものでございます。

児童保護費負担金及びこども総合療育センター負担金の未収金対策につきましては、福祉総合相談所に徴収専門員を配置し、電話や文書による催告及び預金調査などを実施しておりますし、口座振替の勧奨なども行っております。引き続き、収入未済額の縮減に努めてまいります。

最後に、不納欠損について御説明いたします。

45ページをお願いいたします。

児童保護費負担金に係る不納欠損が、合計で、83件、29万2,000円発生しております。これは、債務者の生活困窮により、再三の督促にもかかわらず時効が成立し、債権が消滅したものについて不納欠損処理を行ったものでございます。

障がい者支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○三牧医療政策課長 医療政策課でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の68ページをお願いいたします。

使用料及び手数料、及び69ページの国庫支出金、飛びまして71ページの財産収入、そして72ページの繰入金及び繰越金まで、不納欠損額、収入未済額はございません。

73ページをお願いいたします。

1段目の諸収入につきましては、251万円の収入未済額があります。これは、3段目に記載しております看護師等修学資金貸付金償還金の方でございますが、詳細につきましては、後ほど附属資料で説明させていただきます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

74ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費についてですが、支出済額は、56億5,828万円余となっております。事業概要につきましては、備考欄のとおりでございます。

不用額が4億7,230万円余ございますが、これは、医師確保総合対策事業や医療施設等施設・設備整備費等が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

76ページをお願いいたします。

下の段の保健師等指導管理費について、支出済額は、3億9,679万円余を計上しております。

なお、不用額が2,533万円余ございます

が、看護職員確保総合推進事業などの所要額が当初見込みを下回ったことによるものでございます。

繰越額1,571万円余につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

次に、資料替わりまして、附属資料の26ページをお願いいたします。

明許繰越事業について御説明いたします。

看護職員確保総合推進事業は、阿蘇温泉病院の看護師宿舍整備によるものですが、業者の選定等に不測の時間を要し、年度内の事業完了が困難となり、繰越したものでございます。

なお、本年7月には竣工しております。

次に、収入未済について御説明いたします。

飛びますが、39ページをお願いいたします。

看護師等修学資金貸付金償還金について、251万円の収入未済額がございます。この修学資金は、卒業後、県内の病院や診療所等において、3年または5年継続して看護業務に従事した場合は、返還が免除されるという事業ですが、免許が取得できなかった場合や県外の病院に勤務された場合等には返還義務が生じるものでございます。

3の収入未済額の状況の表にありますとおり、10名の債務者がいらっしゃいますが、いずれの債務者も、経済状況によって返還が滞った方でございます。回収に当たりましては、4の未収金対策、①に記載しておりますが、1か月以上滞納があり、本人が電話督促にも応じない場合には、連帯保証人に対して請求及び督促を行っているような状況でございます。

引き続き、滞納者に対して、本人や連帯保証人の生活状況を確認した上で、分納などの確約を取って、滞納の累積防止に取り組むこととしております。

なお、②として、全ての新規貸付者に対し

ては個人面談を行っておりまして、修学資金の趣旨や制度に対する説明を十分行うなど、新たな未収金の発生防止にも取り組んでいるところでございます。

医療政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○沖国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

説明資料にお戻りいただきまして、77ページをお願いします。

まず、一般会計の歳入についてですが、財産収入、繰入金、諸収入について、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、78ページをお願いいたします。

一般会計の歳出について、主なものを御説明いたします。

79ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計繰出金につきまして、不用額3億3,245万円余が生じております。これは、県の法定負担金でございますが、市町村の保険給付費の実績額が見込みを下回ったためでございます。

続きまして、80ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計でございます。

歳入について、不納欠損額、収入未済額はございません。

主なものを説明いたします。

中段の国庫支出金の療養給付費等負担金につきまして、予算現額と収入済額との差が3億5,160万円余の増となっております。これは、国の概算交付額の増額によるものでございます。

81ページをお願いいたします。

上段の調整交付金につきまして、予算現額と収入済額との差が3億120万円余の増となっております。これは、国の普通調整交付金の配分増によるものでございます。

下段の一般会計繰入金につきまして、予算

現額と収入済額との差が3億3,245万円余の減となっております。これは、先ほど申し上げました79ページの一般会計から特別会計への繰入金と同じものでございます。

次に、82ページをお願いいたします。

上段の財政安定化基金繰入金につきまして、予算現額と収入済額との差が9億7,331万円余の減となっております。これは、国の療養給付費等負担金の概算交付が多かったことなどにより、基金による決算補填の減によるものでございます。

続きまして、83ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計の歳出でございます。

国民健康保険運営費について、不用額41億37万円余が生じております。これは、予算を計上する際に見込んだ医療費よりも実際の医療費が下回ったことから、医療費に連動します保険給付費についても実績額が見込みを下回ったためでございます。

医療費等につきまして、今後ともよりの確な見込みに努めてまいりたいと考えております。

国保・高齢者医療課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○亀丸健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

まず、一般会計の歳入について御説明します。

説明資料の84ページをお願いいたします。

使用料及び手数料、国庫支出金、そして、おめくりいただきまして、86ページの諸収入がございますが、これらは、いずれも不納欠損額、収入未済額についてはございません。

次に、一般会計の歳出でございます。

88ページをお願いいたします。

衛生費でございます。

公衆衛生総務費の主な事業につきまして

は、備考欄に記載しているとおりでございます。

不用額の1億4,039万5,000円のうち、主なものは、指定難病医療費や原爆被爆者に対する手当の支給額が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

次に、89ページをお願いいたします。

予防費でございます。これは、ハンセン病に関する事業費で、不用額の126万5,000円は、扶助費などの執行残でございます。

その下の国民健康保険事業特別会計繰入金でございます。これは、特定健康診査等に関する事業で、不用額の146万5,000円は、事業に係る報償費や旅費が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

次に、90ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、国庫支出金、繰入金がございますが、これらは、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出でございます。

91ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費でございます。これは、国保ヘルスアップ支援事業に係るもので、不用額の440万円は、事業に係る報償費や旅費などの執行残でございます。

健康づくり推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○樋口薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

説明資料、92ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

説明資料、92ページから93ページの使用料及び手数料、93ページの国庫支出金及び諸収入、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について、主なものを御説明いたします。

歳出は、94ページからになりますが、95ページをお願いいたします。

下段の薬務費につきましては、588万円余の不用額が生じております。

主な理由といたしましては、特殊疾病の緊急治療に用いるワクチンの供給要請がなかったため、国有ワクチンの購入費用が不用であったことなどによるものでございます。

薬務衛生課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○田代国広委員長 以上で健康福祉部の説明が終わりました。

それでは、質疑を受けたいと思います。

質疑、ありませんか。

○松田三郎委員 大体決算委員会には、収入未済とか不納欠損があると、そこに大体けちつけとけば、委員の仕事終わりかなというふうなところもないでもありませんが、その金額云々というよりも、以前私はこの委員会のときに、今日もそれぞれちょっと課がまたがりますので、附属資料の27ページ以降、それぞれ説明がありました。なかなか職員の方の手間と時間と労力が非常にかかる作業で、ほかの部署についても言えることかもしれませんが、例えば、いろいろ督促、催告をしたりとか、あるいはその前にいろいろ資産の調査をしたり、電話も朝でないとつながらぬとか、夜でないとつながらぬとか、あるいは実際に徴収に行かれるとかというのを考えると、非常に手間暇、時間、労力がかかるというので、一昔前でございますが、職員の方は、ほかの仕事でも忙しいわけでしょうから、外注なり、あるいはそういう何か協力していただける方をお願いしたらどうですかということで、多分その一つの――30ページで言うと社会福祉課ですか、滞納整理員とか、あるいは、ほかにも何か似たような徴収何とか員とかも出とったようでございますが、なか

なか個人情報の保護でありますとか、あるいは外注して強引な取立て徴収をしてもらったら困るとか、それぞれの事情もあるかと思いますが、今日説明していただいた中で、はっきりそういうのを書いてなかったというところは、もしかすると、課の職員の方々になさってるようなところもあるのかどうか。もし、うちはまだ職員でやっていますというのは、何かほかに委託なりお願いできない事情があるのか、そういうところをちょっとこっちからじゃ分かりませんので、自主的に手を挙げていただければと。

○永野社会福祉課長 今委員申しいただきましたように、社会福祉課の生活保護の徴収金等につきましては、本庁のほうには、そういった専門の徴収員を置いておるんですけども、出先の福祉事務所では、やはり担当職員がやっております。困難な事例とか、あるいは管外転出をされたような案件について、本庁につないでやるということで、できるだけ現場のほうの負担にならないような形で取り組んでいるところでございます。

ただ、実際、生活保護受給中のような方も結構いらっしゃいますので、その方については、日頃のケースワークの中で徴収に努めているところでございます。

以上でございます。

○松田三郎委員 分かりました。

例えば、いろいろ見ると、分割納付中等々ある場合は、ある意味じゃ生活困窮の中でも御協力をいただいているというような意思の表れだと思いますが、非協力的とかそういうのもありましたので、さっき言いましたように、今後、いろいろな事情がある中のこととは思いますが、あまりやっぱり職員の方に時間外にも働かせるとか、また、いろいろなところをお願いして、その分のコストが高くなると本末転倒かもしれません、できるだ



け職員の皆さんの負担というものを、その部分の負担を軽減する方向で、部長はじめ皆さん考えていただければと要望したいと思います。

以上です。

○田代国広委員長 関連でいいですか。

全くおっしゃるとおりでありまして、生活困窮者載っているところで、滞納とか不納欠損が目立ちますですね。当然の結果と思いますが、その過去から今日までの流れといたしますか、徴収状況的なものに変化はありますか。

○永野社会福祉課長 社会福祉課でございます。

手続的には、流れ的にはほとんど変わっていないかと思うんですけれども、法改正とかがございます、例えば、生活保護の場合ですと、未収金、徴収金につきましては、保護費との相殺というような制度もできるようになっておりますので、環境的には、生活保護に関しましては、かなりやりやすくなっているような感じがしております。

ただ、生活困窮で、特に廃止になった案件とかは、なかなか返済に応じていただけなくて、最終的には不納欠損になっていると。今回も1件ありますけれども、ケースは、結構、生活保護の場合あるところでございます。

○田代国広委員長 大変厳しいと思いますけれども、やっぱり正直者がばかを見るようなことではいけませんから、やっぱり非協力的な方もおられるようでございますので、大変だと思いますけれども、徴収取組には精いっぱい頑張ってくださいと思います。

○永野社会福祉課長 ありがとうございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○西山宗孝委員 附属資料の3ページ。

私は見方が分からないので、教えてもらいたいのと質問なんですけれども、3ページ、繰越事業調べという項目で、ずっと各事業所がこれ以降並んでいるんですけれども、繰越しの理由が労務者の確保に不測の日数を要したであるとか、資材であるとか、いろいろ理由はあると思いますし、また、それぞれの事業で過年度にまたがる事業ということで、年度内ぎりぎり着手をしたということで、実績ゼロ%というとも中にはあると思うんですけれども、これらは全て、理由はそういう理由にしても、単年度事業じゃなくて数年にまたがる事業という解釈が前提にあるかどうかを教えてくださいたいんですけれども。

○篠田高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

さきに御質問いただきました単年度か複数年度かという話であると、単年度でございます。

単年度ですので、地方自治法上の繰越しという手続を使って1年間延長する。それができない場合は、また、事故繰りという話になりますけれども、そういった流れでやっているところでございます。

○西山宗孝委員 そうしますと、資材の購入等々で進捗率が実績ゼロ%であったというような、事業項目の中がですよ。本当に元年度の予算の中で、ゼロ%ベースで、翌年といいますと2年度になるわけなんですけれども、ますます環境は悪くなっているのではないかとと思うんですが、そういったことを含めて、次年度なりに事業進捗で課題になっているところはないのかなと、今お尋ねしたところなんですけれども。

○篠田高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

施設整備の話でいきますと、市町村を経由する事業が多ございまして、市町村が予算措置を、例えば1年目の9月議会にするとすれば、秋以降の建設ということになることが多ございます。そこから発注する、入札とか各施設でやっていただきますけれども、その中で、少し労務者の企業、業者が決まらないとか、資材がちょっと不足しているとかあり、ここに出しているのをございますけれども、施設整備で、介護基盤緊急整備等事業で16件と先ほど申し上げました。ここ、全部確認しましたけれども、労務者とか資材の話、ここに書いておりますけれども、今年度中にはもう大分終わるということ聞いておりますので、大丈夫じゃないかというふうに思っております。

○西山宗孝委員 ありがとうございます。

資材とか労務者関係だけではないかと思うんですが、事業主体の体力の問題、法人なり、医療法人なり、社福なりあると。体力の問題もあるので、前年度できなかったから翌年度いいんですよということだけには終わらないようなところもあると思いますので、ぜひとも、現状の法人なり事業主体のそういった事情についても把握されながら御支援していただければと思っております。要望ということで——答弁いただけますか。

○篠田高齢者支援課長 委員御指摘いただきましたように、一件一件それぞれ事情がございますので、ただ、一応、会計年度の原則というのもありますし、その辺の、どこまで、どういけるかというのを一生懸命こちらとしても、一つ一つの施設に応じた支援を行っていきたいというふうに思っております。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○本田雄三委員 2点、お尋ねですけれども、1つは、附属資料の14ページあたり、代表して高齢者支援課さんにまたお尋ねをしたいと思うんですが、繰越して医療用発電機の内容が日数を要してできなかったというのがあるんですけれども、これは、請負契約で発注をしてあるんですか。

○篠田高齢者支援課長 基本的には、各施設で契約をされて、各施設の契約に基づいてこちらのほうに上がってきて、それが、何といえますか、納入状況とか設備状況とか調べて補助金を出すという仕組みでございます。

○本田雄三委員 それで、この件数全部が、この資材の確保に日数を要したというふうになってますけれども、そういう意味では、契約の不履行に当たる内容じゃないんでしょうか。そこが埋まっていれば、ちょっとあまり詰め込んだらあれでしょうけれども。

○篠田高齢者支援課長 それぞれの事業が、補正による事業等もございまして、年度後半の事業に当たって、非常用自家発電なので、基本的に設備をぼんと置いて、少し工事すれば出来上がるものではございますけれども、補正予算とかであったものについては、翌年度にどうしても繰り越さざるを得ないとかいう事業もございまして、そういったもので少し遅れているというところではございます。

○本田雄三委員 その内容は把握されてあるんでしょうか。

○篠田高齢者支援課長 基本的に一つ一つ、例えば、今非常用自家発電の話いただきましたので、一番右に現在の進捗状況の欄という

のがございます。ここで、100%というところがほとんどでございます。ゼロ%も1つありますけれども、このゼロ%のところも今年度中には、工事を全部終わるといふふうに聞いているところではございます。

○本田雄三委員 通常であれば、納期がそれぞれ定まっておりますので、それを越したということで、これだけの繰越しになってあるんだろうと思いますので、県が直接ではないかもしれませんが、発注されたところが、やはり期間のところというのは捻出していかないと、やはりお金を払わないかぬわけでしょうけれども、それが実行できなかったというふうになっていっていると思われまますので、ちょっとそこら辺の管理がどうなっていたのかなと思ったところではございました。

ありがとうございます。

もう1点、よろしいでしょうか。

これ、ちょっと全般的で、すみません。部長、もし分かればと思うんですが、予算に対しての不用額が100億を超えるような状況なんですけれども、これは、事業数が多いから、こういうふうに見込みと差異が出てきて、なっているということなんでしょうか。

○田代国広委員長 どこですか。

○本田雄三委員 説明資料、1ページ。

○渡辺健康福祉部長 不用額が大きいということでございますけれども、おっしゃったように、1つは、やっぱりうちの部の予算自体が、一番大きいということもございます。それと、今年の特異な要因としましては、最初の挨拶でも申し上げましたけれども、国保のほうの医療費の見込みがちょっと大きく変わったとかそういったことで、比較的、やはり相手がいろいろな弱い立場の方とかさうい

ったことなので、予算としては、十分、不足をしないように確保しておきますけれども、それに見込みが下回ったということで不用額が大きくなったといったことは、うちの部の特徴としてはあろうかと思っております。

○本田雄三委員 分かりました。ありがとうございます。

○小早川宗弘委員 関連して。私は、先ほど本田委員からの御指摘のように、歳出に関する不用額が健康福祉部はかなりやっばり多いなというふうに、そういうイメージを持ちました。

午前中は、企画振興部のほうで、不用額というのは、いろんな事業の執行残というふうなことで、その割合も非常に少なかったなというふうに思いましたけれども、必ず不用額を生じた理由の中に書かれとつとが、実績額が当初の見込みを下回ったためというふうな言葉がいっぱい出てくつとですけれども、当初の見込みというものの精度をもう少し上げるということではできるのかどうか。できるだけ我々は、不用額のごたつとは、当初から見込んでから不用額が少なかほうが、ゼロに近いほうがいいというふうに思いますけれども、健康福祉部の場合は、県民の生活とか健康とかを支えるけん、余分にもらつて、そして不用額で処理するというふうなやり方があるかもしれませんが、その精度を上げるということについては可能なのかどうか聞かせてください。

○渡辺健康福祉部長 当初予算編成の際には、その辺はきちつと——やはり財政当局からも言われているところではございますので、その費用ごとに算定方法は異なりますけれども、例えば、直近3年の傾向を見たりとか、前年の状況を見たりとか、そういった、いろいろ手法はございますけれども、極力不用額

が出ないような視点ということは大事にして予算を頂戴しているところでございます。

○小早川宗弘委員 分かりました。

○田代国広委員長 関連していいですか、不用額で。

24ページの最下段で、予算現額1億4,000万円以上あるのに、支出は192万円で、1億4,000万円以上の不用額というのが、必要でないものが出とるわけですけれども、これは、ちょっと当初の見積りがあまりにも——悪いけれども、ずさんに見えてならないんですけれども、どう理解すればいいんですか。

○篠田高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

この支出済額が190万で、不用額1億4,600万、これは、2月補正予算でこの予算現額の額で可決していただいたんですけれども、この中身は、熊本地震で被害のあった高齢者施設の上乗せ、当初の補助率から上乗せの補助をいただいた費用でございまして、これが、厚生労働省のほうから今年度中には必ず予算をいただけるという話を伺ったんですけれども、予算が令和元年度予算ではなくて令和2年度予算でついたことによりまして、この額を県議会の6月補正予算で計上させていただいて通していただきましたので、この額が2月補正から6月補正でついたという額になっているところでございます。

○田代国広委員長 ということは、令和2年度、繰り越しちゃおらぬでしょう。不用額で落としたわけでしょう。

○篠田高齢者支援課長 すみません。2月補正予算で、令和元年度予算ではつきませんでしたので、令和元年度の2月議会で不用ということにしまして、令和2年度の6月県議会

でも同じ額を上げさせていただいて、そこをつきましたので、そこで執行させていただいたということでございます。

○田代国広委員長 要は、19年度の決算ばいた。

○篠田高齢者支援課長 すみません、もう一回よろしいですか。

結果として、2月議会で、この予算1億4,800万円を県議会に提案させていただきました。実際の執行額は、192万程度で終わったんですけれども、その令和元年度にこの予算が厚生労働省のほうから来ませんでしたので、不用額で落とさせていただきました。令和2年度になりまして、厚生労働省のほうから令和2年度予算で、これ、10分の10の補助なんですけれども、熊本県のほうにつける予算がついたということをいただきましたので、熊本県議会の6月議会でこの1億4,000万を諮らせていただいて、可決いただきましたので、今年度中に執行したということでございます。

○田代国広委員長 それで、この事業内容で、この予算が新年度ではついとるといことですか。

○篠田高齢者支援課長 そのとおりでございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○高木健次副委員長 冒頭の渡辺部長の概要説明の中に、2枚目といいますか、2ページの上段から中段まで、深刻化する児童虐待事案、これの対応策ということが載っておりますけれども、これは、虐待防止の総合強化プランが30年の12月、今ちょうど道半ばといひますか、2年経過しようとしておりますが、

それぞれに各市町村でそういう対策をやっていると思うんですけども、ここで全市町村に家庭総合支援拠点をつくるということで進められていると思うんですけども、なかなかこれも児童相談所とか、いろいろな関連サイトのリンクとか、関係機関とのそういういろいろなつながりもあると思うんですよね。令和4年度という、あと2年ぐらいですから、この進捗状況、それと、特に何か問題とか課題点とか、この拠点をつくるためにいろいろあるというふうなことがあったら、ちょっと説明をお願いしたいというふうに思います。

○坂本子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

副委員長御指摘の児童虐待における市町村も含めた体制強化でございますけれども、拠点につきましては、国のプランで再来年度中に拠点を全市町村ということで、実は、現状、熊本県内では、熊本市を除きまして、まだ8か所という状況でございます。ただ、もう一つ核になります要保護児童対策の地域協議会については、全市町村で開催をさせていただいているところでございます。

ただ、今後、拠点をどのように——まず、これは、首長さんも含めまして、児童虐待に対して市町村としての役割というか、そこをしっかりと認識していただく、課長さん等にもということで、実は、なかなかコロナでできませんでしたがけれども、今度、10月27日に、市町村の課長様方を対象にした設置促進の研修ということで、会議を、ようやくコロナも落ち着いてきて、開催をさせていただいております。

やはりもう4年度までといたしますと、もうすぐでございますので、例えば、来年度、ヒアリングをどんどん市町村に出向いていっていただくか、そういった部分で働きかけをさせていただく。それから、やはりそのために

は、市町村の職員さんの専門性というところがございますので、児童相談所と連携しましてそういった研修を、今年前半なかなか座学というのがやれなかったんですけども、状況を見ながら、市町村の専門性を高める研修についても、今後取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高木健次副委員長 今課長のほうからもお話があったとおり、コロナ禍で非常にこの辺の問題も、なかなか集まることもできない、会議も開けないというふうな状況があったんだろうと思います。ただ、あと2年ですから、それぞれの市町村で、何といたしますか、職員の研修等、ヒアリングもいろいろやっているということでもありますけれども、これはぜひやっぱり積極的にどんどん進めていただいてやらないと、児童虐待というものは、なかなか各地でまだ起きてるといような状況ですから、特に、熊本県は、この児童虐待については、皆さんが一丸となり、しっかり取り組んでいただけるといような姿勢を示して頑張っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。要望です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○竹崎和虎委員 竹崎です。御説明ありがとうございました。

冒頭で、松田先生からあった、けちをつけるのには当たらないと思いますので、ちょっとお尋ねなんです、説明資料の35ページ、社会福祉総務費の御説明いただいたときに、不用額590万ちょっとあるんですかね。この理由が、民生委員さんの運営費の執行残等ということであったんですが、まず、これは、熊本市は入っていないということではないんですかね。

○永野社会福祉課長 社会福祉課でございます。

今御指摘いただきましたように、熊本市を除く44市町村分でございます。

○竹崎和虎委員 私のところの熊本市でもそうなんですけれども、山間部辺りは、高齢化してきてる地域もあって、民生委員の成り手がいないところも出てきております。熊本市内も、民生委員の成り手というのは100%じゃないわけなんです。これは、まず44、熊本市を除く市町村なんですけれども、民生委員さんの充足率ってどれぐらいかってお分かりですか。

○永野社会福祉課長 44市町村で、定員が2,788名でございます。現員数が、9月1日現在で2,788人定員のうち2,716人ということで、充足率が97.4%になっております。

○竹崎和虎委員 そういった、充足できてない分とかがこの不用額の中にも含まれているのかなと考えるとこもあるんですけれども、これは、各年から取ってきて、これが元年度でしようけれども、その前の年からはどうなんですか。その充足率が上がっていったのか下がっていったのか、また、こういったそれに対する運営費が落ちていったのかお教えいただければと思います。

○永野社会福祉課長 民生委員の任期というのが3年になっておりまして、直近でいいますと、昨年12月1日に改選がございまして、全国的な傾向でもあるし、本県でもそうなんですけれども、だんだんやっぱり下がってきている状況でございます。

ただ、12月1日現在の充足率は96.2%だったものが、今先ほど申しましたように97.4%ということで、市町村のほうに非常に頑張っ

ていただいて、充足率はだんだん上がってくるといふような状況、大体毎回そんな感じですね。改選時はちょっと低いんですけども、その後は、頑張っって少しずつ上がっていくといふような状況でございます。

○竹崎和虎委員 やっぱり熊本市内もそうですけれども、地域のコミュニティーというやつが少しずつ希薄化していくんじゃないかという心配とかもあるものですから、ぜひそこから辺も上げれるように、県としても各市町村に働きかけをと思いますし、よろしく運営をお願いしたいと思います。

○永野社会福祉課長 今御指摘いただきましたように、前回の改選のときにも、事前に市町村のほうとヒアリングとか打合せをさせていただいて、一緒にできるだけ充足していこうというふうな取組を進めております。その一環として、民生委員児童委員協議会あたりにも補助を出して、民生委員のPR等も含めて、成り手を確保しておるところでございます。

以上でございます。

○竹崎和虎委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○河津修司委員 附属資料の39ページで、看護師等の修学資金貸付けの不納欠損と収入未済等が出ておりますが、この制度は、非常に看護師不足の中ではない制度だろうと思っておりますが、ただ、返さないというか、遅れている人たちも、生活困窮もあります、分割している人たちというのは、看護師さんになっていない人が多いわけですか。それとか、外、その地域にいないというようなことなんですか。

○三牧医療政策課長 医療政策課でございます。

まず、この看護師の修学資金貸与なんですけれども、大体年間170名ぐらいの学生に対して貸与しているような状況で、その中で、今この滞納者というのが10名ほどいらっしゃるという状況。これは、大体県外に就職して帰ってこないから奨学金を返しますよと。その中で、体を壊したりとか、何がしかの事情で、ちょっとお金を返せなくなりましたという方がほとんどでございます。

ですので、私が聞いた限りのケースでは、全く返せないというケースはほとんどございません。分割で、本当、僅かですけれども、毎月5,000円とか1万円とか、本人が難しくても、保護者の方とか連帯保証人にも返していただいているような状況です。

ただ、今委員おっしゃったように、この制度は、きちっと地域とか僻地のほうに勤務していただいて、3年とか5年働いていただければもう免除しますという、いわゆる看護師確保のための対策という形になってますので、そこのところは、常に念頭に置いて貸付けのほうを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○河津修司委員 今言われたとおり、体を壊して、やっぱり収入が少なくなって返せないとかいうことであれば仕方ないのかなというのがありますが、看護師さんも実際仕事としてやっておれば、それなりの収入はあるだろうし、戻せるのかなという思いはあるんですが、その辺で、結局、国家試験に通らなくて看護師になれぬだったとか、そういった方もおられるわけですか。

○三牧医療政策課長 例えば、准看護師の試験というのは、通常受験して、合格率は97%

とか98%ということになってますけれども、うちの貸付関係で、准看護師の関係で不合格になったというケースは聞いておりません。

ただ、看護師試験の場合は、受験する前に看護学校を辞めちゃうというケースもございます。そういったケースは幾つかございますので、そういったケースの場合はきちっと返してもらおうという形になってます。不合格のケースは、ちょっと聞いておりませんが、可能性としては十分あるかと思えます。

○河津修司委員 そのようにして、ちゃんと返す意思はあるということで、少ない額であるかもしれませんが、しっかり戻していただくように、またお願いしていただきたいと思えます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○荒川知章委員 附属資料の32ページの子ども家庭福祉課における児童養護施設と、あと37ページの障がい者支援課における児童養護施設との違い、これは何でしょうか。

○坂本子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

今荒川委員御質問の2つの違いでございますけれども、法的には同じ児童福祉法という制度の中で措置をしますけれども、子ども家庭福祉課で管轄しているのが児童養護施設等の部分で、障がい者支援課で管轄されているのが障害児の施設ということで、施設の種別と申しますか、療育、養育の内容が違うことで所管課が分かれています。制度は一緒でございます。

○荒川知章委員 ありがとうございます。

障がい者支援課における児童養護施設で、収入未済額で16件が非協力的とあるんですけれども、なぜ非協力的なんでしょうか。

○下村障がい者支援課長 障がい者支援課です。

ほかのも同じなんですけど、これは、措置入所させたときの負担金になります。主に措置されたことを納得されてない親御さんがおられますので、そういう方々が非協力的になりがちということになります。

○荒川知章委員 親御さんが納得されずに入所されるということなんでしょうね。

○下村障がい者支援課長 はい。措置入所、これは、児相のほうでやったりしますが、そのときに、措置は緊急にやりますんで、親御さんが納得されない場合もございます。そのケースということになります。

○荒川知章委員 分かりました。

あと1点、いいですか。

附属資料の30ページ、生活保護で、これ、毎年収入申告とかで、また毎年調べると思うんですけども、これ、生活保護を受けていらっしゃる方で、何か受けなくてもいいようなサポートというのは何かされてるんでしょうか。

○永野社会福祉課長 もう一度お願いします。

○荒川知章委員 生活保護を受けていらっしゃる方で、毎年収入申告とかで、また調査をされると思うんですけども、これ、生活保護を受けなくてもいいようなサポートというのは何かされるんでしょうか。就職支援とかなんかそういうので。

○永野社会福祉課長 生活保護受給者の方の中では、やはり高齢世帯というのが一番多いんですけども、障害の世帯とか母子世帯と

かあるんですが、それ以外の一般的な方で、ある程度稼働能力があるような方もいらっしゃると思いますので、そういった方については、1つは、県の福祉事務所に就労支援員というのを4か所置いておりますので、そこで就労のサポートをしたり、あと、ハローワークと協定を結んでおりますので、その人に、状況に応じた助言といいますか、サポートというか、そういうのは積極的にやっているところでございます。

○荒川知章委員 それで就職されて、生活保護を受けられない方もいらっしゃるわけですか。

○永野社会福祉課長 就労収入がある一定程度超えて、当然廃止になる方もいらっしゃいますし、最低生活を超えないんだけども、収入があることによって保護費が変わってくると、そういったことで自立に向けた取組をされている方も、そういったのも計画的に進めているところでございます。

○荒川知章委員 ありがとうございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○松田三郎委員 主要な施策の成果、障がい者支援課、下村課長にお尋ねしますけれども、この成果の41ページの一番上、10番のところ、これに関して2つお尋ねしますけれども。かなりこの活動を北部も南部もしていただいておりますが、この北部のセンター事業が2,934件、南部のセンターが1,130件、かなり数の差がありますが、これ、例えば、もともと北部と南部で発達障害児者の数が違うとか、あるいは立地の問題でどうしても相談しやすいとか、近い、遠いとかというのもあるのかもしれませんが。何か明確な、この年度に関しての、これだけ違う理由とか原因とい



うのがあるんですか。

○下村障がい者支援課長 障がい者支援課です。

昨年度は、この差が開いた状況ではあるんですけども、主に南のほうは、範囲がまず広いもんですから、実際に行くのに時間がかかってますんで、その分の差はあると思います。

あと、もう1つ、特徴としては、南の「わるつ」のほうですが、ここは、天草のほうまで心理士が赴いたりしてますんで、そういうケースだと、特にまた長くなりますんで、そういう分で、件数的にはちょっと上がってこない部分もあるかなと思います。

あと、これはちょっと臆測ですけども、北部のほうは歴史も長いもんですから、その分認知は進んでいるのかなとも思ってます。

○松田三郎委員 一応分かりました。極端に令和元年度はやっぱりこれだけ差がついたということなんでしょうけれども、関連しまして、実は、61ページの16の(2)とか、私、これ、最近厚生委員会に行っていないので初めて知りましたが、自民党としても、この発達障害児者の支援というものには、かねてより力を入れてきたつもりでございまして、なかなか小さい頃、子供さんが1歳になるまでとか、1歳、2歳、3歳というときに、あちよつとこれ、支援が必要な子かなと思っても、なかなか保護者の方がそれを認めたがらないといえますか、そういう状況がずっと続いているという意味で、私たちも、できるだけ早く専門的な機関に診ていただいたほうがいいですよという話をしております。

ただ、今大分改善されたと思いますが、療育センターに、それではということで電話して予約したら、3か月先、4か月先、半年先ですよと、予約が取れないって。じゃあほかに開業なさっている方でいらっしゃらないか

というのを、これも今増えたかもしれませんが、当時は、なかなかやっぱり1人の子供さんに対していろいろじっくり話を聞くと時間もかかる、そして薬をなかなか使えないということで、診療点数、保険点数がなかなか伸びないので敬遠されるという話も当時聞いておりました。ここも一部改善されたそうなのですが、そのような意味では、我々もできるだけ早く診せたほうがいいですよと言いながら、電話したら3か月、4か月待ちという意味では、さっき言いました待機解消事業というのがあるのも、すみません、私不勉強で知りませんでしたけれども、ここにも、この支援センターに心理士を配置してと、非常に大きい役割を、さっき言いましたように、件数だけではなくて、保護者を支援していく、相談に乗るというところも含めて、非常にこれ、重要な、また、これからもっと重要になるセンターではないかなと思いますので、今後といいますか、元年度の話は聞きましたけれども、今後、じゃあ天草が遠いから天草にもう1つというのは、すぐすぐには難しいかもしれませんが、さっき言いました時間がかかるのであるならば、そこを短縮する、あるいは短縮する間にそういう心理士みたいな人に、トリアージとも書いてありましたので、そういうのは非常に、待ってる人が長く感じなくて済むかなと思いますんで、今既に、令和2年度あるいは2年度以降どのように展開していこうかというのがありましたら、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○下村障がい者支援課長 障がい者支援課です。

この診断待機解消事業につきましては、昨年度から開始した事業になります。

今お話がありましたように、県下2か所の発達障がい者支援センターに心理士を1名ずつ置いて、特に、市町村の健診等において支

援をしていますが、きっかけは、今出ましたこども総合療育センターなどで待機時間が長くなるかと。その原因の一つが、病院まで診せなくていい、要は、心理士の方が丁寧に親御さんに接することで、病院まで行かなくていいよという方々も結構多いと。そういう方々を少なくできないかなということで、こういう事業を始めております。

実際に、成果としましては、これは、いろいろな要因もありますので、この事業だけとは言えませんが、もともと5か月待ちでしたこども総合療育センターのそれが、3月末には2か月待ちに変わっております。今度は、コロナの影響もちょっとあって受診控えもあったもんですから、8月には1.5か月待ちという状況まで、今のところ変わってきている状況です。

今後は、特に、まだ親御さんにとってはやっぱり不安です。今先生言われたように、自分の子供が発達障害と聞いても、それを受認できない方々もおられます。そういう方々については、支援センターが中心になって、ペアプロと言っていますが、ペアレント・プログラムというのを親御さんあてに講習してまですし、もう一歩進んで、名前がペアレント・トレーニングといいます。これは、受認した後はどう接するかというのを学ぶ機会、そういうプログラムを組んで支援もしていております。

これが、昨年度から市町村でもできるようになってきましたので、これも、少しずつですが、市町村にも広げておまして、昨年度は、それぞれ3つずつ市町村が実施しております。できれば、そういうのを地元でやっていただいて、地元で広げていければと思っております。これも支援センターのほうで活動していただいているところです。

以上ですけれども。

○小早川宗弘委員 関連して。

発達障害者支援について私も非常に興味があって、以前からいろいろ一般質問とかさせていただいたんですけれども、先ほど松田先生のほうからもありましたように、この南部の発達障害者支援センターの概要、課長から説明聞きましたけれども、かなり対象エリアが広いというふうなことで、「わるつ」だったですかね。関係者、関係者と言うたらあかぬかな、関係者の関係者の方から、非常に職員さん忙しくされとるというふうなことで、天草辺りに1か所あったらいいなというふうな御意見も聞いておりますので、ぜひそういったことも、あるいは人員の強化、心理士も含めてから、さらなる充実をしていただきたいと思います。要望です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、これで健康福祉部の審査を終了します。

次回の第4回委員会は、10月16日金曜日午前10時に開会し、午前に環境生活部の審査を行い、午後から商工労働部、観光戦略部の審査を行うこととしておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

本日は御苦労さまでした。

午後2時49分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長